

平 成 2 0 年 度
福岡市政策法務研修
報 告 書

はじめに

この報告書は、平成 20 年度に実施した政策法務研修の活動内容をまとめたものです。

現在、第二期地方分権改革が進行しており、昨年 5 月には地方分権改革推進委員会から第 1 次勧告が提示され、『生活者の視点に立つ「地方政府の確立」』という観点から、国と地方の役割分担の基本的な考え方や基礎自治体への権限移譲の推進などが示されました。また、同年 1 2 月には、第 2 次勧告として、自治立法権、自治行政権の拡充を目指し、「義務付け・枠付けの見直し」と「国の出先機関の見直し」の 2 つの提言が示されるなど、「地方が主役の国づくり」に向け、地方分権改革のための具体的な議論が進められています。

このような中、本市においても、総合的な行政主体として自主性を発揮しつつ、分権型社会における新たな役割を果たすことが求められています。また、市民のニーズも多様化・高度化しており、こういった多様な市民ニーズに即応し、的確に応えるためにも、独自の施策の実現や行政課題の解決に向けた取組みが求められています。そのためにも、分権時代にふさわしい独自の政策課題に関することや制度改革に関することの調査研究を進めることが極めて重要であると考えています。

本市におきましては、こうした状況に対応するため、職員の政策法務能力の向上を図ることを目的として平成 11 年度に設置した「自治立法研究会」の活動を引き継ぎつつ、平成 13 年度からは「政策法務研修」に位置づけ、毎年度実施してきました。早いもので、本研修も今年で 10 年目となりました。

市民が主体となる個性的で総合的な行政の実現は、本市のみならず全国の自治体にとって大変重要な課題であり、行政を担う自治体職員にあっては、独自の施策の実現や行政課題の解決に向けて、法的に制度設計し、適切に運用するという、政策法務能力の向上が求められています。

今年度も、9 名の研修生が、政策法務能力の向上を図るため、それぞれ問題意識を持ちつつ、活発な意見交換を行いながら、約 8 か月にわたり研究活動を行い、条例試案等の形で研究成果をまとめております。この間、本研修の講師としてお招きした西南学院大学法科大学院・法学部教授の石森久広先生からは的確なご指導・ご助言をいただきました。石森先生には、この場をお借りしてお礼申し上げます。

今回の研究が、研修生各人のこれからの仕事に生かされていくこと、また、この報告書を含めた研修成果の蓄積が、本市の政策法務機能の強化に繋がることを期待いたします。

平成 21 年 3 月

福岡市総務企画局総務部

法制課長 吉 村 隆 一

目 次

はじめに

第 1 政策法務について	1
第 2 研修の総括	3
第 3 研修報告	
○ 第 1 グループ報告	4
・「福岡市債権管理条例」の制定について（提言）	4
・「福岡市債権管理条例」の体系	12
・「福岡市債権管理条例（試案）」	13
・「福岡市債権管理条例施行規則（試案）」	19
・「福岡市債権管理条例（試案）」逐条解説	21
・「福岡市債権管理条例施行規則（試案）」逐条解説	34
○ 第 2 グループ報告	38
・「地方分権推進に係る勉強会」について	38
・「土地区画整理法」について	40
・「都市計画法」について	43
・「介護保険法」について	48
【参考】	
○ 研修報告会の様子	62
○ 平成 20 年度福岡市政策法務研修・実施要領	63
○ 平成 20 年度福岡市政策法務研修・研修生名簿	65

第 1 政策法務について－条例制定を例に－

西南学院大学法科大学院教授 石森久広

1. 政策法務とは

政策法務とは、一般に、政策実現（＝市民の幸福実現）のための法的手段の駆使、と定義されます。より具体的には、①条例，規則，告示，規程，要綱等の策定である立法法務，②それらの執行，すなわち解釈，運用法務，そして③争訟対応（不服審査，訴訟），争訟提起（係争処理・自治紛争処理申出，機関訴訟等）などの争訟法務，からなります。

条例に特化していえば、①委任された条例であれ、法律に根拠のない条例であれ、②法律の施行条例であれ、上乘せ・横出し条例であれ、③自治の基本条例であれ、行政事務処理条例であれ、憲法の人権保障や地方自治保障の条項，地方自治法の趣旨を援用しながら，個別法の解釈のもとで，当該自治体の政策を実現するために条例の制定可能性を突き詰めるという作業が典型となります。

2. 法律と条例

たとえば，この条例制定という作業を例にとりますと，まず，条例自体が憲法に違反してはならないのは当然です（98 条で無効のものになります），憲法が保障する人権の程度を超える制約をほどこす条例については，例えば，「本件は，当審が敢えて合憲限定解釈を行って条例の有効性を維持すべき事案ではなく、違憲無効と判断し、即刻の改正を強いるべき事案であると考える」（最判平成 19・9・19「広島市暴走族追放条例事件」における藤田宙靖裁判官の反対意見）とされて，その効力を否定されるのです。

次いで，条例は，憲法 94 条にいう「法律の範囲内」でなければなりません。この「法律の範囲内」かどうかは，最高裁によれば，次のように判断されます。すなわち，「条例が国の法令に違反するかどうかは、両者の対象事項と規定文言を対比するのみでなく，それぞれの趣旨、目的、内容及び効果を比較し、両者の間に矛盾抵触があるかどうかによってこれを決しなければならない」（最大判昭和 50・9・10「徳島市公安条例事件判決」），というものです。したがって，1 で述べた政策法務としての条例策定の試みも，法的には，この基準をクリアすることが条件となります。

このように，自治体の政策を実現するために，上記条件の充足を目指すべく解釈を駆使していくのが，立法法務（条例制定）の場面における政策法務，ということになります。

3. 地方分権改革

ところで，国と自治体の役割の分担については，地方自治法 1 条の 2 第 2 項が規定をおき，「国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担」することが求められています。

また，法令（と条例）の役割（分担）について，地方自治法 2 条 11 項，12 項，13 項

は、「11 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づき、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえたものでなければならない。」「12 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようにしなければならない。この場合において、特別地方公共団体に関する法令の規定は、この法律に定める特別地方公共団体の特性にも照応するように、これを解釈し、及び運用しなければならない。」「13 法律又はこれに基づく政令により地方公共団体が処理することとされる事務が自治事務である場合においては、国は、地方公共団体が地域の特性に応じて当該事務を処理することができるよう特に配慮しなければならない。」とされています。

これらの規定は、第1期地方分権改革の成果であり、これによって地域の行政については自治体が責任を持って取り組むべきとする法的素地は整えられました。しかし、なお、地域の事務についての法令の規律密度は高く、「最終報告」が掲げる課題の1つとしても、「法令による義務付け・枠付けの撤廃」が挙げられていました。当時の分権委委員の認識も「自由度拡大にもかかわらず自主性の発揮はない」(07 行政学会)というものでした。

そこで、第2期地方分権改革では、地方分権改革推進の基本的な考え方(2007年5月)において、①「つぎなる分権改革へと大胆な歩みを刻むべき時機である。これは、自治行政権のみならず自治財政権、自治立法権を有する完全自治体を目指す取り組みである」、②「条例制定権を拡大して、首長・議会を本来あるべき政策決定機関に変え、自主経営を貫き、地方が主役となる」、③「個別法令による地方自治体に対する事務の義務付けについて、撤廃・緩和するよう見直し」、④「条例による法令の上書権を含めた条例制定権の拡大」を図る、として、その点の克服が目指されました。

地方分権改革推進委員会は、「義務付け・枠付けの撤廃・緩和」を、国の役割にかかる事務(義務付け・枠付け存置許容)のメルクマールを設定したうえで、適合・非適合の判別をしていきました。そして、「非適合」に廃止、手続・判断基準等の条例委任又は条例補正(「上書き」)を勧告しました(第二次勧告、2008年12月)。

果たして、これら勧告内容が、憲法の保障する地方自治の本旨に適合するものであるのかどうか、自治体の側で詳細に検証してみる必要がありますし、よしんば自治の本旨に照らして歓迎されるものであったとしても、なお法令の解釈作業と政策法務実践の重要性はいささかも否定されないでしょう。

4. 自治体の使命＝政策法務が目指すもの

なんのために解釈を施し、なんのために実践を試みるのか、について、今一度確認が必要です。日本国憲法13条は、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利は…国政の上で、最大の尊重を必要とする」と規定し、人として幸せに生きること、この点につき最も大切な価値を付与しているとみることができでしょう。「市民の幸福追求」とは「住民の福祉の増進」(自治1条の2)でもあり、「ゆとりと豊かさを実感し安心して暮らすことができる」(「基本的な考え方」)ということでもあります。「分権改革」も「政策法務」もこのために必要なものであり、このために活かす必要があることを確認する必要があります。

第2 研修総括

具体的スケジュールについては別に記されたところを参照していただき、ここでは、外部講師の立場から、研修に当たって申し述べてきたポイントを総括的に記します。

1. 第1グループ

第1グループは、条例案策定に取り組みました。条例案制定過程で総論的にアドバイスの観点としたのは以下の点です。

- ① 問題の設定 問題をどこに見つけ、それを克服して結局どのような状態を実現したいのかを明確にすることが肝要です。いろいろな現実的制約のもとで作業が小さくならないよう、基本的にはアウトカム志向を原点に据えるべきだと思います。その際、具体的な課題解決型の個別条例にするのか、理念型の基本条例にするのか等の方針も決めることになります。
- ② 手段の選択 定めた目的を達成するのに果たして有効な手段になっているのか、という点の吟味は何より必要です。権力的手段も、それがどうして必要なのか、非権力的手段よりどうして有効なのかの説明がいります。非権力的手段であっても、それがどういうメカニズムで人々を目的達成に向かわせるのかの説明がいります。どのような手段をとっても、法的な観点からはあまりふるいにつけられません。それだけに注意が必要です。
- ③ 全体のしくみ 選択された個々の手段も、それが全体として有機的に連携するよう留意が必要です。総体として1つのしくみを作り上げる、との意識が必要です。とりわけ、作用規定は実際に適用するためには、あらかじめその環境を整えるための規定や適用後の後始末の規定とセットでしくまなければ有効に機能しません。
- ④ 法的妥当性 最後に、作り上げた規定が法的に妥当でなければいけません。法的に、というのは、権利義務に変動を与えるような行為について、という意味になりますから、その点で、裁判所において適法であることを主張できるよう、理論武装しておく必要があります。

2. 第2グループ

第2グループは、政策実現のための法務の前提が、果たして実際の分権改革で整備されるのかを検証する作業です。作業は、勧告内容に即して、各原課原局の立場からそれぞれの法律につき実際の事務遂行上の効果を測るという方法で行われましたが、検証にあたっては、自治体の存在意義・果たすべき使命（前記「政策法務について」4）や国と分担されて課された役割（前記「政策法務について」3）を基底におき、実際の勧告内容が、それを実現するための権限配分として適切なものか、法令の規律のありかたとしてどうか、という点に意を払いながら行われました。

「福岡市債権管理条例」の制定について(提言)

平成 20 年度政策法務研修 条例試案の立案グループ

三 浦 慎一朗
井 上 浩 一
下 田 百利子
木 下 忠 義
松 田 共 浩
廣 瀬 隆

第 1 はじめに(自治体の債権)

1. 債権管理の根拠法令

地方自治体の債権管理は、地方自治法及び地方自治法施行令の規定を基に、民法、民事訴訟法、民事執行法等の民事法や地方税法等の行政法、条例その他の法令に則って公正かつ合理的・能率的な処理を行なうことが求められている。

2. 債権の様々な状況

債権は、発生から、保全、取立て、内容の変更、消滅まで様々な状況があり、その状況に応じて、適的な管理を行なっていく必要がある。

債権の状況	債 権 管 理 に 係 る 事 務 (例)
発 生	原因の発生，調定，納入の通知
保 全	仮処分，仮差押え
取 立 て	督促，催告，強制徴収等(滞納処分，強制執行)，債権の申し出等
内容の変更	履行延期の特約(分割納付，納付猶予)，履行期限の繰上げ
消 滅	納付，消滅時効，債務免除，権利の放棄

3. 民間法人の債権と自治体の債権の比較

法人の有する債権のうち、民間法人(私法人)と自治体(公法人)とを比較した場合、民間法人が貸し付けや売買、賃貸借、サービスの提供等(以下「貸付等」)に見られるように、主に営利(採算性)を目的とし、回収が可能な者を相手方に、契約を締結するのに対し、自治体の債権は、住民の福祉の増進(公益性・社会性)を図ることを目的として行政サービス(物理的・金銭的)の提供を行っており、その対価として各種債権が発生する場合があるが、民間においては貸付等の要件に適合しない者に対しても、要件を緩和して提供を行うことが必要な場合もある。

(民間法人の債権と自治体の債権の比較)

	民間法人の債権(私法人)	自治体の債権(公法人)
主な目的	市民相互の関係を規律	住民の福祉の増進(公益性・社会性)

発生の原因	契 約 (民事法による)	契 約 ・ 処 分 (債権によって地方自治法・行政法による ものと民事法によるものがある。)
債権の種類	債権者(個人・法人)の状況 (資産、業種等)によるが、比較 的限定的である。	事業の目的によって、所管課があり、 多岐に渡っている。
債権回収体制	比較的構築されている。 (特に金融業)	各債権所管課において行っており、全 庁的な体制を構築するまでには至ってい ない。
債務者の 資格要件	返済能力(担保)を有してい ることが前提	行政サービス(事業)の目的に適合した 者であることが前提
資力が乏しい者 に対する貸付等	原則として返済が困難と判 断される場合は行わない	事業によっては、資力が乏しい者を対 象としている場合がある。
返済能力に 係 る 審 査	厳しい	審査を行う場合もあるが、事業の性質 上、民間と比べて緩和されている。
債権回収の責任	自己責任(法人の場合は株 主に対する責任もある)	住民に対する責任

4. 自治体の債権の区分

債権は、発生原因や強制徴収の方法によって大きく区分することができる。

(1) 公法上の債権と私法上の債権(発生原因による区分)

自治体の債権は、公法上の原因(処分(賦課決定))に基づいて発生する債権(以下「公法上の債権」と、民法、商法等の私法上の原因(主に契約)に基づいて発生する債権(以下「私法上の債権」と)に区分することができる。

(公法上の債権と私法上の債権の分別の基準)

自治体の債権の中には、公法上の債権と私法上の債権のどちらに該当するか分別が困難な場合がある(特に公の施設の使用料)が、その債権がどのような性質を持っているかによって総合的に判断される。

	公法上の債権	私法上の債権
根拠となる法令	地方自治法、個別法	民事法
地方自治法上 の 文 言	地方税、分担金、(行政財産、 公の施設の)使用料、 加入金、手数料、過料、 その他の普通地方公共団体の 歳入	左記以外の債権
発生原因	賦課決定による (法律に基づき、市の単独意	契 約 (市と債務者の意思表示の

	思によって成立)	合致によって成立)
事業の代替性	民間での実施が困難である	民間での実施が可能である
不服申立て	できる	できない

(2) 公債権と私債権(強制徴収の方法による区分)

また、督促後も納付がない場合における強制徴収の方法の観点から見ると、法律により自力執行権が付与され、滞納処分が可能な債権(以下「公債権」という。)と、強制徴収を行うには裁判所の関与が必要な債権(以下「私債権」という。)とに区分され、上記を大別して、3種類に区分することができる。

- ① 公法上の債権(自力執行権あり) 公債権
- ② 公法上の債権(自力執行権なし) } 私債権
- ③ 私法上の債権(自力執行権なし) }

(地方自治法，地方自治法施行令，民法の適用関係)

区分	強制徴収の方法	公債権(滞納処分可)	私債権(滞納処分不可)	
	発 生 原 因	公法上の債権(処分(賦課決定))		私法上の債権(主に契約)
納入の通知		地自法 231		
督促の根拠		地自法 231 の 3-1		地自令 171, 民法
手数料・延滞金徴収		延滞金(地自法 231 の 3-2)		遅延損害金(民法)
督促状の送達方法		地自法 231 の 3-4		民 法
徴収停止		執行停止(地方税法等)	徴収停止(地自令 171 の 5)	
履行延期の特約		地方税法等	地自令 171 の 6-1	
債務免除		地方税法等	地自令 171 の 7-1	
強制執行等		滞納処分(地方税法等)	強制執行等(地自令 171 の 2, 民事訴訟法, 民事執行法)	
履行期限の繰り上げ		地方税法等	地自令 171 の 3	
債権の申し出等		地方税法等	地自令 171 の 4	
時効期間		5 年間(地自法 236-1), 個別法		債権より異なる(民法等)
時効の援用・放棄		期限後絶対的消滅(地自法 236-2)		時効の援用が必要(民法)
督促の時効中断		督促による時効中断(地自法 236-4)		
主な債権例		国民健康保険料, 保育料	学校給食費	各種貸付金, 病院診療費, 市営住宅使用料, 水道料金

以上のように、債権には様々な状況があり、債権の区分によって適用する法令が多岐に渡るため、自治体債権の法制度が理解しづらい状況にある。

第2 本市の現状と課題について

1. 本市債権の収入未済額の状況

本市においても、地方自治体として市民の福祉の増進を図るために、社会福祉や都市計画などを目的として様々な事業を行っており、事業の目的によって多種多様な債権を保有しているが、収入未済額は増加傾向にあり、平成19年度の一般会計・特別会計の収入未済額は266億円にのぼっている。

安定的な市民サービスを提供していくための自主財源の確保及び納期限までに納付した市民とそうでない市民との間の不公平を是正する観点から、収入額及び収入率を向上し、収入未済額の抑制を図る必要がある。

(主な収入未済額)

主 な 内 訳	収入未済額	債権の種類	
	266億円		
①市 税	103億円	公債権	公法上の債権
②国民健康保険料	101億円	公債権	公法上の債権
③母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	24億円	私債権	私法上の債権
④生活保護費返還金・徴収金	6億円	私債権	公法上の債権
⑤介護保険料	6億円	公債権	公法上の債権
⑥保育料	5億円	公債権	公法上の債権
⑦老人保健医療給付費返還金	5億円	私債権	公法上の債権
⑧市営住宅使用料	4億円	私債権	私法上の債権
⑨住宅新築資金等貸付金償還金	3億円	私債権	私法上の債権
⑩市街地再開発事業特別会計保留床処分代金	2億円	私債権	私法上の債権

2. 債権管理の体制

各債権は、その目的や発生原因によって各局に所管課があり、所管課がそれぞれ債権管理を行なっているが、公債権(特に市税)が比較的人員・体制が整っており、債権管理のノウハウが蓄積されている状況であるのに比べ、私債権は、一部の債権所管課を除いて、人員・体制が整っておらず、債権所管課間の連携も取れていないことから、全庁的には債権管理の取扱いや処理が統一化、体系化されていない状況にある。

第3 私債権回収における法令上の課題

自治体の債権のうち、滞納処分ができない債権(私債権)については、地方自治法、地方自治法施行令で定められた督促や強制執行等の手続をとらなければならないこととなっているが、法令上下記の課題があるため、手続が行ないづらい状況にある。

1 調査権限が明確化されていない

私債権は、債務者が督促後一定期間を経過しても納付しない場合、地方自治法施行令第 171 条の 2 の規定により、強制執行等の措置をとらなければならないこととなっているが、公債権と比べて法令で調査権限が明確化されておらず、根拠法令がない調査に留まるため、財産調査の実効性が乏しい状況にある。

そのため、法的手続により債務名義(強制執行によって実現されるべき請求権の存在及び内容を公証する文書)を取得していても、強制執行の対象となる財産(差押財産)を把握できないため、強制執行が行えない場合がある。

2 公法上の債権か私法上の債権かによって履行遅滞に対して徴収する金銭の性質が異なる

滞納者が納期限を経過した後に納付した場合、履行遅滞に対して金銭を徴収することが可能であるが、公法上の債権か私法上の債権かによって、法的根拠が異なり、徴収する金銭の性質(延滞金・遅延損害金)、利率が異なるため、履行遅滞に対する金銭の徴収に係る事務処理が理解しづらい状況にある。

(延滞金・遅延損害金)

	公法上の債権	私法上の債権
履行遅滞に対して徴収する金銭	延滞金	遅延損害金
根拠法令	税外収入金の督促及び延滞金条例	民法
利 率	14.6%※ 1	原則 5 %※ 2
性 質	制裁金	損害賠償金

※ 1 納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については年 7.3%

※ 2 条例等で高額の率を定めている場合は、それを基準とすることも可能
(ただし、相手方の合意が必要)

3 支払督促に異議申立てがあった場合に訴えの提起や和解で議決が必要となる

強制執行の手続をとるためには、民事執行法第 22 条に規定する債務名義が必要であり、債務名義を取得する方法としては、訴訟、少額訴訟、支払督促、裁判上の和解などがあるが、債権の存在自体に争いがない場合は、手続の迅速性や効率性・経済性の観点から支払督促が有効である。

支払督促の申立て自体は、訴えの提起に該当しないため地方自治法第 96 条第 12 号に定める議会の議決は要しないが、債務者より分割納付など支払方法等で異議申立てがあった場合でも、支払督促の申立ての時点に遡って訴えの提起があったものとみなされるため、原則として議決が必要となる。

また、訴訟に移行後、債務者が主張する分割納付などを認め、裁判上で和解に応ずる場合でも、原則として議決が必要となる。

本市の場合は、地方自治法第 180 条に基づく市長の専決処分に関する条例により、訴えの提起については 50 万円以下、和解については 20 万円以下の場合は市

長の専決処分が可能となつてはいるが、滞納金額が上記金額を超える債務者の場合は、訴えの提起及び和解の段階で議決を要することとなる。

また、議会の開会時期によっては議決までに時間を要することがあり、徴収業務が寸断されるため、円滑な徴収業務が行ないづらい状況にある。

4 権利の放棄に関する明確な基準がない

債権の消滅時効について、公法上の債権が地方自治法第 236 条第 2 項の規定により、時効の完成後は、絶対的に消滅するのに対し、私法上の債権は民法第 145 条の規定により、時効が完成しても自動的に消滅せず、債務者が援用するか、債権者が権利の放棄をしなければ債権は消滅しない。

また、徴収ができないと判断される場合、地方自治法第 96 条第 10 号により、議会の議決を得ることによって、権利を放棄し、債権を消滅させることは可能であるが、法令上権利の放棄の基準がないため、権利の放棄は個々の判断に委ねられており、実務上、権利の放棄が行ないづらい状況にある。

第 4 条例案の制定について

1. 目 的

本市が有する債権の管理に関する事務の処理について、必要な事項を定めることにより、債権管理の一層の適正化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的とする。

2. 構 成

条例試案は、条項の内容によって、本市の全債権を対象とした「第 1 章 総則」、本市の債権のうち特に徴収手続に課題が多い「第 2 章 私債権の徴収手続」、その他として「第 3 章 雑則」の全 3 章、22 条で構成することとした。

章	条 項	標 題	内容による区分	概 要
第 1 章 総 則	第 1 条	目 的	総 論	条例の目的
	第 2 条	定 義		市の債権、市の私債権、条例等、債権管理者の定義
	第 3 条	他の条例等との関係		法令、条例等に基づく債権管理事務
	第 4 条	債権管理者の責務		適切かつ効率的な債権の徴収等
	第 5 条	債権管理体制の整備	体制・台帳 の整備	債権管理事務の状況把握、体制の整備
	第 6 条	台帳の整備		台帳の作成義務
	第 7 条	督 促	督促、延滞金等 に関する事項	法令に定めるところによる期限を 指定した督促義務
	第 8 条	公法上の債権に係る 延滞金の徴収		延滞金・遅延損害金の徴収
	第 9 条	私法上の債権に係る 遅延損害金の徴収		

	第 10 条	滞納者情報の相互利用		庁内の滞納者情報の相互利用
	第 11 条	調査権		庁外に対する財産調査の権限の明確化
第 2 章 私債権の 徴収手続	第 12 条	強制執行等	債権の徴収 (強制執行等)	強制執行等の方法
	第 13 条	専決処分		私債権に係る訟手続・和解の専決処分の拡充
	第 14 条	履行期限の繰上げ	債権の 変更・保全	到来前に履行期限を繰り上げる場合の措置
	第 15 条	債権の申出等	債権の保全	債務者が、他に強制執行等を受けたことが知った場合の、配当要求、その他の必要な措置
	第 16 条	徴収停止	強制執行等が 不要な場合	徴収停止の措置
	第 17 条	履行延期の特約等	債権の変更	履行延期の特約等を行なうことができる場合
	第 18 条	免除	債権の消滅	債務を免除できる要件
	第 19 条	債権の放棄		債権を放棄できる要件、議会への報告義務
第 3 章 雑 則	第 20 条	過 料	その他	調査権の実効性の確保
	第 21 条	報奨金		
	第 22 条	委 任		条例の規則等への委任

3. 特 徴

(1) 本市の債権管理の方向性の明確化

根拠となる法令が多岐にわたっている債権管理の基本的事項について整理を行ない、本市における債権の管理方法の方向性を明確化した。

(2) 履行遅滞に対して徴収する金銭の整理(延滞金・遅延損害金)(第 8 条, 第 9 条)

滞納者が納期限後に納付した場合に徴収する金銭は、延滞金と遅延損害金があり、公法上の債権か私法上の債権かによって延滞金又は遅延損害金として徴収するか異なり、根拠となる法令も地方税法、福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例、民法等と異なるため、条例において、整理を行なった。

(3) 債権所管課が保有する滞納者情報の所管課内での相互利用(第 10 条)

納付が遅滞した滞納者情報のうち、複数の債権で重複している滞納者の情報については、債権所管課間で相互利用することができる規定を設けた。

各債権所管課が保有する滞納者情報の相互利用については、目的外の使用であるため、本市個人情報保護条例、地方公務員法の守秘義務の規定の遵守を前提に、滞納者の個人情報の保護に十分配慮しながら、公益性との衡量で相互利用が可能な情報・方法の具体的な内容について、個人情報審議会に諮問するこ

ととしている。

(4) 条例による財産調査権限の明確化（第 11 条）

地方自治法施行令で、「しなければならない」と規定されている強制執行の実効性を補完するために、債権者となる市に滞納者の財産調査等に関する権限を明確にする規定を設けた。

また、調査権の権限を確保するための過料(第 20 条)、報奨金(第 21 条)の規定を設けた。

(5) 専決処分の要件の緩和（第 13 条）

議会に属する権限のうち軽易な事項については専決処分が可能であり、本市においては「市長の専決処分に関する条例」で事項を定めているが、より迅速な債権回収を図るため、債権回収に係る訴えの提起、和解に限定して要件の緩和を行なった。

(6) 債権放棄の要件・基準の明確化（第 19 条）

法令で明確な要件・基準が定められてなかった、債権の放棄について、公明・適正な処理を図れるよう、具体的な要件・基準を定めた。

「福岡市債権管理条例」の体系

第 1 章 総 則

●目 的(第 1 条)

福岡市が有する債権の管理に関する事務の処理について、必要な事項を定めることにより、債権の管理の適正を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的とする

●定 義(第 2 条)

●他の条例等との関係(第 3 条)

●債権管理者の責務(第 4 条)

法令及び条例等の規定に基づき、債権の管理を行わなければならない。

〈体制・台帳の整備〉

●債権管理体制の整備(第5条)

●台帳の整備(第6条)

〈督促、延滞金等に関する事項〉

●督促(第7条)

●延滞金・遅延損害金(第8, 9条)

〈強制執行等の実効性の確保〉

●滞納者情報の相互利用(第10条)

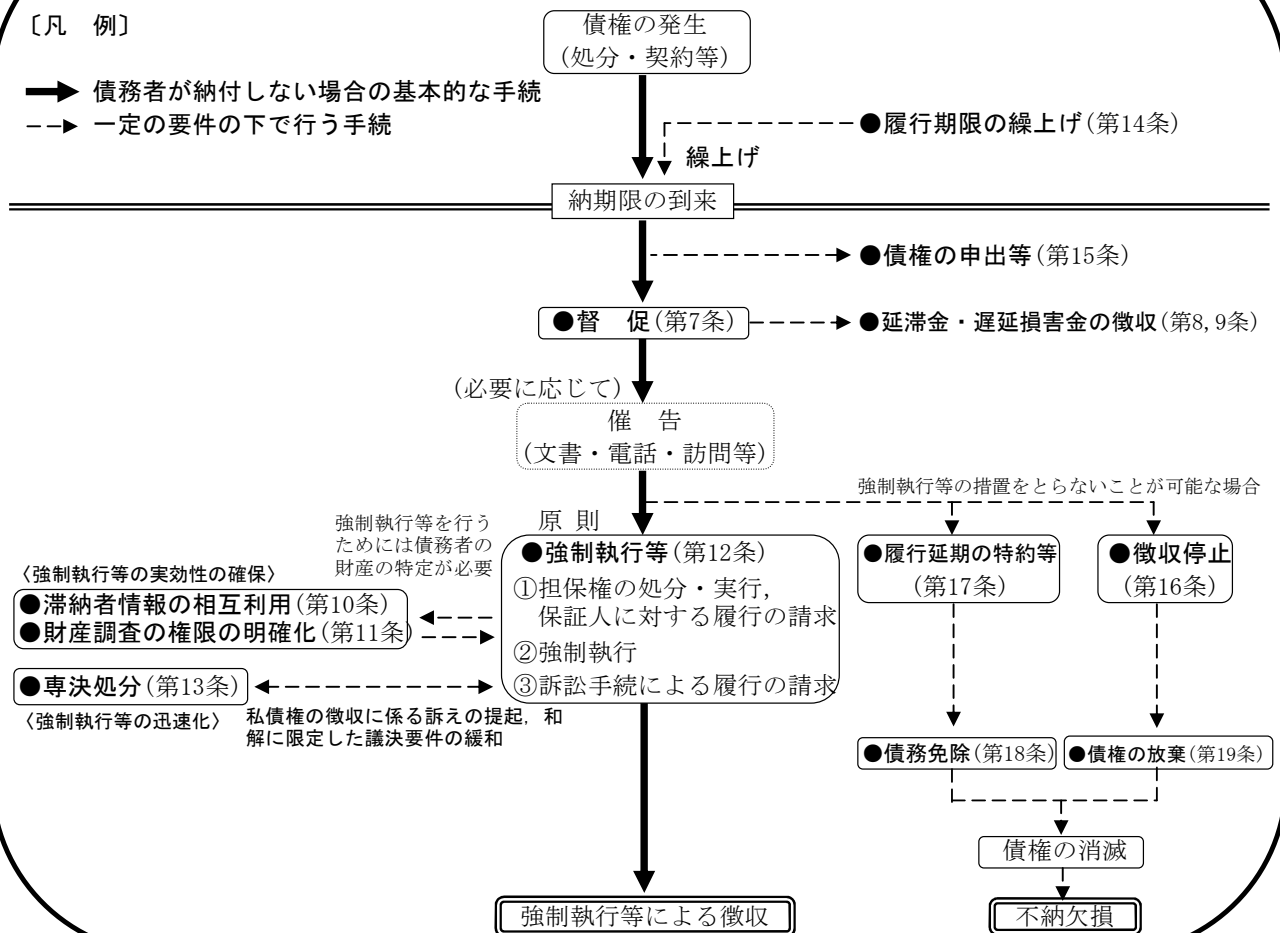
●財産調査の権限の明確化(第11条)

第 2 章 私 債 権 の 徴 収 手 続

〔凡 例〕

→ 債務者が納付しない場合の基本的な手続

---> 一定の要件の下で行う手続



第 3 章 雑 則

●過 料(第20条)

●報奨金(第21条)

●委 任(第22条)

福岡市債権管理条例（試案）

目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 私債権の徴収手続
- 第 3 章 雑則
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、市が有する債権の管理に関する事務の処理について、必要な事項を定めることにより、債権の管理の適正を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。
- (2) 市の公法上の債権 市の債権のうち、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 231 条の 3 第 1 項に規定する分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入をいう。
- (3) 市の私法上の債権 市の債権のうち、前号に規定する債権以外のものをいう。
- (4) 市の私債権 市の債権のうち、市の公債権（地方税又は国税の滞納処分の例により、滞納処分をすることができる債権をいう。）以外のものをいう。
- (5) 条例等 条例並びに福岡市規則、法第 138 条の 4 第 2 項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 10 条に規定する企業管理規程（以下「規則等」という。）をいう。
- (6) 債権管理者 市長及び公営企業管理者をいう。

（他の条例等との関係）

第 3 条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令及び条例等に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

（債権管理者の責務）

第 4 条 債権管理者は、法令及び条例等の規定に基づき、適切かつ効率的な債権の管理を行わなければならない。

2 債権管理者は、市の債権の管理の適正化を図るため、市の債権の管理に関する事務の処理についての手続を整えるとともに、当該事務の処理について必要な調整を行うもの

とする。

（債権管理体制の整備）

第5条 債権管理者は、市の債権の管理に関する事務の状況を的確に把握するとともに、市の債権を適正に管理するための体制を整備するものとする。

（台帳の整備）

第6条 債権管理者は、市の債権を適正に管理するため、別に定めるところにより台帳を整備するものとする。

（督促）

第7条 債権管理者は、市の債権（法第240条第4項に掲げる債権に該当するものを除く。以下次条から第21条までにおいて同じ。）について、履行期限までに履行しない者があるときは、規則等に定めるところによりこれを督促しなければならない。

（公法上の債権に係る延滞金の徴収）

第8条 債権管理者は、市の債権のうち、公法上の債権に係る納付金について前条の規定により督促状を発行した場合においては、別に法令又は条例に定めがあるものを除き、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、年14.6パーセントの割合を乗じて得た額に相当する延滞金をその債権の元本に加算して徴収する。ただし、公法上の債権の額が100円未満である場合又は延滞金の額が10円未満である場合においては徴収しない。

（私法上の債権に係る遅延損害金の徴収）

第9条 債権管理者は、市の債権のうち、市の私法上の債権に係る納付金について第7条の規定により督促状を発行した場合においては、別に法令又は条例で定めがあるものを除き、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、年5パーセントの割合を乗じて得た額に相当する遅延損害金をその債権の元本に加算して徴収する。ただし、市の私法上の債権の額が100円未満である場合又は延滞金の額が10円未満である場合においては徴収しない。

（滞納者情報の相互利用）

第10条 市の債権に係る納付金を滞納する者（以下「滞納者」という。）に関し、重複して市の債権を滞納している場合又は債務名義を取得している場合においては、市の債権に関する情報を相互に利用することができる。

（調査権）

第11条 債権管理者は、次章に規定する強制執行等、徴収停止、履行延期、免除、債権の放棄等のため、滞納者の財産・資力（給与・報酬・手当、預貯金・売掛金・保険金、賃料・敷金、土地・建物等の不動産、車等の動産、生活保護の受給状況等をいう。）を調

査する必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、滞納者並びにその保証人、相続人、雇主及び取引先その他の関係人又は関係官公署に、書面又は口頭で報告を求めることができる。

- 2 債権管理者は、前項に規定する権限を、指定した職員（以下、「指定職員」という。）に行わせることができる。
- 3 前2項の規定により調査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。ただし、指定職員にあっては、指定書も提示しなければならない。
- 4 債権管理者又はその指定職員は、前2項の規定により職務上知り得た秘密を漏らし、又は債権の管理に関する事務以外の用途に用いてはならない。

第2章 私債権の徴収手続

（強制執行等）

第12条 債権管理者は、市の私債権について、第7条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第16条の措置をとる場合又は第17条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 担保の付されている市の私債権（保証人の保証があるものを含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- (2) 債務名義のある市の私債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続をとること。
- (3) 前2号に該当しない市の私債権（第1号に該当する市の私債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

（専決処分）

第13条 市の私債権について、債権管理者が訴訟手続により履行を請求する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、地方自治法第180条第1項の規定によりこれを専決処分することができる。

- (1) 民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により債務者から適法な督促異議の申立てがあったことにより、支払督促の申立てが訴えの提起とみなされるとき。
- (2) 前号の規定により訴えの提起に移行した後において、債務者との合意により裁判所において和解をするとき。

（履行期限の繰上げ）

第14条 債権管理者は、市の私債権について履行期限を繰り上げることができる理由が

生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第17条第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

（債権の申出等）

第15条 債権管理者は、市の私債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により市が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、債権管理者は、市の私債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

（徴収停止）

第16条 債権管理者は、市の私債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- (3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

（履行延期の特約等）

第17条 債権管理者は、市の私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る市の私債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- (5) 貸付金に係る市の私債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸

付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行するときに困難であるとき。

- 2 債権管理者は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係る市の私債権は、徴収すべきものとする。

（免除）

第18条 債権管理者は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした市の私債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

- 2 前項の規定は、前条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る市の私債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

（債権の放棄）

第19条 債権管理者は、市の私債権について、各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 当該債権について、消滅時効が完成したとき。（債務者が時効の援用を潔しとせず、一部弁済など承認した場合を除く。）
- (2) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が、強制執行をした場合の費用と他に優先して納付を受ける本市が保有する債権と本市以外の者が保有する債権の額との合計額を超えないと見込まれるとき。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204号第1項その他の法令の規定により、債務者が当該市の債権につき責任を免れたとき。
- (4) 債務者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受け、又はこれに準ずる状態にあり、当該市の債権について、履行させることが著しく困難又は不相当と認められるとき。
- (5) 第12条の規定により強制執行等の手続をとっても、なお完全に履行されない当該市の私債権について、強制執行等の手続が終了したときにおいて債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、資力の回復が困難であると認められるとき。

- (6) 第 16 条に規定する徴収停止の措置をとった当該市の債権について、当該徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、債務者が無資力若しくはこれに近い状態にあり、又は債務者の所在が依然として不明であり、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認められるとき。
- (7) 当該債権等の存在につき法律上の争いがある場合において、債権管理者が勝訴の見込みがないものと決定したとき。

第 3 章 雑則

(過料)

第 20 条 正当な理由なしに、第 11 条に規定する調査を拒み、妨げ、忌避し、又は虚偽の証言をした者は、5 万円以下の過料に処する。

(報奨金)

第 21 条 債権管理者等は、第 11 条に規定する調査に対し、滞納額が 10 万円以上であって、かつ、滞納期間が 1 年以上であって、かつ、市の債権を重複して滞納している者又は資力があるにもかかわらず支払わない者に係る債権の回収に資する有力な情報を提供した者に、5 万円を限度として、報奨金を支給することができる。

(委任)

第 22 条 この条例の施行に関し必要な事項は、債権管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成○年○月○日から施行する。

福岡市債権管理条例施行規則（試案）

（趣旨）

第1条 この規則は、福岡市債権管理条例（以下「条例」という）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（台帳の整備）

第2条 債権管理の所属長は、条例第6条の規定により台帳を整備するものとする。

2 前項の台帳に記載する事項は、次に掲げるものとする。

- 一 市の債権の名称
- 二 債務者の氏名及び住所（法人については、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）
- 三 市の債権の額
- 四 前三号に掲げるもののほか、債権管理者が必要と認める事項

（督促）

第3条 条例第7条に規定する督促は、原則として納期限後20日以内に発するものとする。

2 前項の督促に指定すべき期限は、その発した日から10日以内において定めるものとする。

3 第1項の督促には、前条第2項で定める台帳に記載する事項のほか、市の公法上の債権については延滞金を、市の私法上の債権については遅延損害金を定めるものとする。

4 第1項の督促は、原則として文書により行うものとする。

（督促後の相当期間）

第4条 条例第12条本文に規定する「督促をした後相当の期間」とは、1年を限度とする。

（履行期限後の相当期間）

第5条 条例第16条本文に規定する「履行期限後相当の期間」とは、1年以上とする。

（徴収停止の措置後の相当期間）

第6条 条例第19条第6号に規定する「当該徴収停止の措置をとった日から相当の期間」とは、1年以上とする。

（委任）

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、債権管理者が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 年 月 日から施行する。
- 2 現行の台帳は、第 2 条に規定する台帳とみなす。

「福岡市債権管理条例（試案）」逐条解説

目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 私債権の徴収手続
- 第 3 章 雑則
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、市が有する債権の管理に関する事務の処理について、必要な事項を定めることにより、債権の管理の適正を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的とする。

【解説】

この条例は、租税債権をはじめとした、市の債権を、所管部門において、それぞれ法令、条例等に基づいて適正な管理事務処理を行い、市として収入確保の徹底を図ることを目的としている。

「債権の管理」とは、市が債権者として、債権の発生から保全、取立て、内容の変更、消滅に関して行うべき事務をいう。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。
- (2) 市の公法上の債権 市の債権のうち、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 231 条の 3 第 1 項に規定する分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入をいう。
- (3) 市の私法上の債権 市の債権のうち、前号に規定する債権以外のものをいう。
- (4) 市の私債権 市の債権のうち、市の公債権（地方税又は国税の滞納処分の例により、滞納処分をすることができる債権をいう。）以外のものをいう。
- (5) 条例等 条例並びに福岡市規則、法第 138 条の 4 第 2 項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 10 条に規定する企業管理規程（以下「規則等」という。）をいう。
- (6) 債権管理者 市長及び公営企業管理者をいう。

【解説】

市の債権は、それぞれの債権の根拠となる法律によって、公法上の債権と私法上の債権とに区分することができ、また、公法上の債権の中でも、法律で自力執行権が与えられている（滞納処分ができる）かどうかによっても区分することができ、公法上の債権（滞納処分

可)、公法上の債権(滞納処分不可)、私法上の債権の3種類に区分することができる。

そして、法、地方自治法施行令(以下「施行令」)において、上記の区分は、下表の文言で表現されている。

(公法上の債権と私法上の債権との違い)

		公法上の債権	私法上の債権
根拠となる法律		地方自治法，個別法	民事法(民法，商法)
法律の目的		住民の福祉の増進 (公益性・社会性)	私的自治・自由平等な市民 相互の関係を規律
発生原因		賦課決定による (法律に基づき，市の単独意思によっ て成立)	契約による (市と債務者の意思表示の合 致によって成立)
債権の公益性		私法上の債権と比較して高い	—
制 度 上 の し く み	滞納処分	法律の規定があるものはできる。 (規定がないものはできない。)	できない。
	告 知 不服申立て	納入の通知による 納入の通知に対して不服申し立てが できる	納入の通知による 不服申し立てはできない
	督 促	できる 督促に対して不服申し立てができる	できる 不服申し立てはできない
	督促手数料	条例で定めることにより請求できる	請求できない
	延滞金 遅延損害金	個別の法律，条例の規定により延滞 金を徴収することができる	契約による遅延損害金の徴収 ができる
	時効期間	原則5年(地方自治法236条1項) ※大量に発生することを想定し，早 期に一律的に決裁することが，行 政上の便宜に資すると考えられて いる。	債権の種類によって20年～1 年(民法)
	債権消滅のため の時効の援用	必要なし(消滅時効完成後，絶対的に 消滅)	必要

※ 公益性とは，社会全体に関する公共の利益としての性質を持っていることをいう。「私」や「個」と相互補完的な概念として用いられる。

(法，施行令における区分)

市 の 債 権		
定 義 1	公法上の債権	私法上の債権
法，施行令上の表現	分担金，使用料，加入金，手数料及び過料その他の普通地方 公共団体の歳入(法231条の3第1項)	債権(法231条の3第1項 に規定する歳入に係る債権)

	を除く。)(施行令 171 条)		
定 義 2	公債権	私 債 権	
法, 施行令上の表現	分担金, 加入金, 過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入(法 231 条の 3 第 3 項) ＝地方税又は国税の滞納処分の例により処分することができる債権	債権(法 231 条の 3 第 3 項に規定する歳入に係る債権「強制徴収により徴収する債権」)を除く。) (施行令 171 条の 2) ＝地方税又は国税の滞納処分の例により処分することができない債権	
区 分	地方税, 分担金, 加入金, 過料, 法律に定めのある使用料等	手数料, 法律に定めのない使用料等	その他の債権

※ 法律に定めのある使用料等は, 法附則第 6 条に定める債権のほか, 個別の法律により強制徴収により徴収することが可能な債権

本条例において対象とする債権は, 第 1 章においては主に市の債権全般を対象とし, 第 2 章では特に私債権を対象としている。

公営企業管理者を規定することにより, 水道料金等を包含する。

公営企業管理者は, 地方公営企業法第 9 条により, 地方公営企業の業務の執行に関し, 市長とは別に料金又は料金以外の使用料, 手数料, 分担金若しくは加入金の徴収に関する事務を担当するため, 市長及び公営企業管理者を「債権管理者」と定義している。

(他の条例等との関係)

第 3 条 市の債権の管理に関する事務の処理については, 法令及び条例等に特別の定めがある場合を除くほか, この条例の定めるところによる。

【解説】

公法上の債権については, 「地方税(国税)の滞納処分の例により」滞納処分をすることができる債権と, 滞納処分をすることができない債権がある。

法令及び条例等の主な適用関係は下表のとおり。

区 分	公法上の債権		私法上の債権
	公債権	私 債 権	
納入の通知	法 231		
督 促	法 231 の 3-1, 条例 7		施行令 171, 民法, 条例 7
手数料・延滞金徴収	延滞金(法 231 の 3-2, 福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例, 条例 8)		遅延損害金(民法)
督促状の送達方法	法 231 の 3-4		民 法
徴収停止	執行停止(地方税法等)	徴収停止(施行令 171 の 5, 条例 15)	
履行延期の特約	地方税法等	施行令 171 の 6-1, 条例 16	
債務免除	地方税法等	施行令 171 の 7-1, 条例 17	
強制執行等	滞納処分(地方税法等)	強制執行等(施行令 171 の 2, 民事訴訟法, 民事執行	

		法, 条例 11)
履行期限の繰り上げ	地方税法等	施行令 171 の 3, 条例 13
債権の申し出等	地方税法等	施行令 171 の 4, 条例 14
時効期間	5 年間 (法 236-1)	債権より異なる (民法等)
時効の援用・放棄	期限後絶対的消滅 (法 236-2)	時効の援用, 権利の放棄 が必要 (民法), 条例 18
督促の時効中断	督促による時効中断 (法 236-4)	

(債権管理者の責務)

第 4 条 債権管理者は, 法令及び条例等の規定に基づき, 適切かつ効率的な債権の管理を行わなければならない。

2 債権管理者は, 市の債権の管理の適正化を図るため, 市の債権の管理に関する事務の処理についての手続を整えとともに, 当該事務の処理について必要な調整を行うものとする。

【解説】

市の債権の適正な管理に努めることについて, 債権管理者の責任を明確にする。

(債権管理体制の整備)

第 5 条 債権管理者は, 市の債権の管理に関する事務の状況を的確に把握するとともに, 市の債権を適正に管理するための体制を整備するものとする。

【解説】

債権管理者は, 全庁的な債権管理体制を構築していくために, 各債権所管部門の債権管理の状況を的確に把握し, 必要に応じて体制の整備を行う。

(台帳の整備)

第 6 条 債権管理者は, 市の債権を適正に管理するため, 別に定めるところにより台帳を整備するものとする。

【解説】

所管部門で, 整備している台帳について, 記載する事項をあらかじめ全庁的に統一し経緯を明確にして円滑な管理を行う。

規則等で別に定める予定の事項 (債権の名称, 根拠法令, 消滅時効, 債務者 (住所・氏名), 債権の状況 (金額, 発生年月日, 当初履行期限), 納入状況, 督促状況 (発付日, 督促期限日), 処分内容, 交渉記録, 消滅時効完成日)

台帳の整備は, 所管部門の状況に応じて電子的な記録と紙で作成した記録で行う。

(督促)

第 7 条 債権管理者は, 市の債権 (法第 240 条第 4 項に掲げる債権に該当するものを除く。以下次条から第 21 条までにおいて同じ。) について, 履行期限までに履行しない者がいるときは, 規則等に定めるところによりこれを督促しなければならない。

【解説】

履行期限までに履行しない者に対する督促手続の義務を明確にする。

公法上の債権については、福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例第2条に、督促状の発付の規定がある。

督促の具体的な内容については、規則等で定める。

（公法上の債権に係る延滞金の徴収）

第8条 債権管理者は、市の債権のうち、公法上の債権に係る納付金について前条の規定により督促状を発行した場合においては、別に法令又は条例に定めがあるものを除き、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、年14.6パーセントの割合を乗じて得た額に相当する延滞金をその債権の元本に加算して徴収する。ただし、公法上の債権の額が100円未満である場合又は延滞金の額が10円未満である場合においては徴収しない。

【解説】

地方自治法231条の3第2項の定めによると、公法上の債権については条例の定めにより延滞金を徴収することができる、とされる。本条にこれを規定し、公法上の債権に関する延滞金は、別に法令又は条例に定めがある場合を除いて、市税の延滞金（福岡市市税条例第11条）を参考に、一律に「年14.6%」とする。

（私法上の債権に係る遅延損害金の徴収）

第9条 債権管理者は、市の債権のうち、市の私法上の債権に係る納付金について第7条の規定により督促状を発行した場合においては、別に法令又は条例で定めがあるものを除き、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、年5パーセントの割合を乗じて得た額に相当する遅延損害金をその債権の元本に加算して徴収する。ただし、市の私法上の債権の額が100円未満である場合又は延滞金の額が10円未満である場合においては徴収しない。

【解説】

私法上の債権に関する遅延損害金は、法令又は条例に定めがある場合を除いて、一律に民法第404条に規定する「年5%」とする。

（滞納者情報の相互利用）

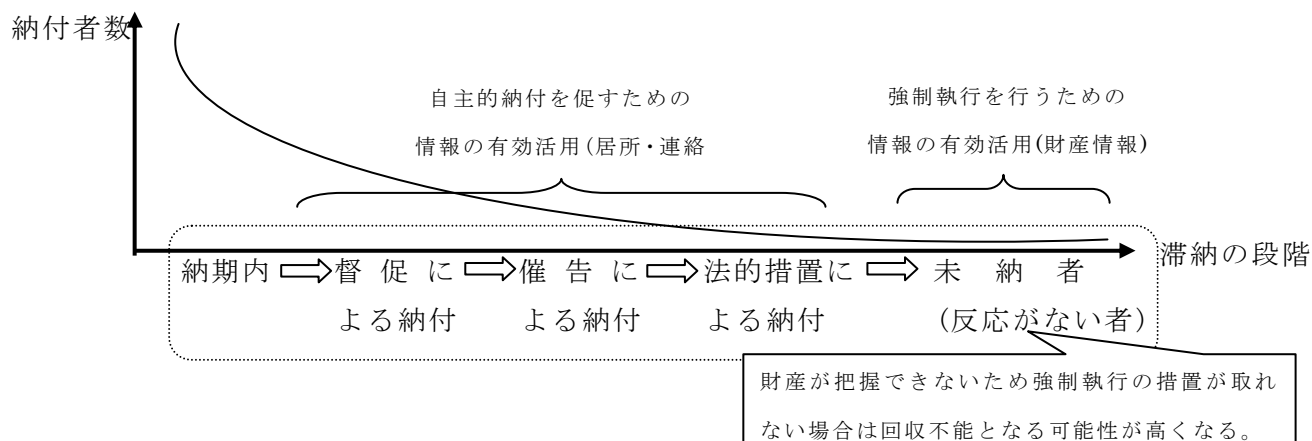
第10条 市の債権に係る納付金を滞納する者（以下「滞納者」という。）に関し、重複して市の債権を滞納している場合又は債務名義を取得している場合においては、市の債権に関する情報を相互に利用することができる。

【解説】

滞納者情報の有効活用の目的は、①債権所管課が督促状や催告（文書・電話・訪問）等一定の手続を行なっても反応のない滞納者、②居所・連絡先不明の滞納者等の情報を有効活用するので、特に対象とするのは、これまで滞納が残っている悪質的な滞納者であり、私債権の場合は、財産調査に制約があり、財産を把握できないため強制執行の手続がとれない場合は、

回収不能となる可能性が高くなる。

また、負担の公平性の観点から、納期内に納付した者や滞納者の中で分割納付でも納付しようとしている大多数の者と比べ、少数の悪質的な滞納者が逃げ得とならないよう、本市として、毅然とした姿勢で臨む必要がある。



債務名義とは、強制執行によって実現される請求権が存在することを公証する法定の文書をいい、強制執行の要件となる。

債務名義は、民事執行法第22条に列举されており、主に以下のものがある。

- ①確定判決(訴訟、少額訴訟による)
- ②仮執行の宣言を付した支払督促
- ③債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載されている公正証書
- ④確定判決と同一の効力を有するもの(和解調書、調停調書)

収集した滞納者情報の名寄せをし、同一人物が複数の滞納債権に係わっている場合には、個別の所管課ごとではなく市として効率的に対応する方法により交渉等を実施し、必要な場合には法的措置を行う。

本条において債権に関する情報とは、滞納者の住所、勤務先、財産・資力に関する情報をいう。

本条に規定することにより、個人情報保護法上規制される、個人情報の目的外使用の制限を受けない。

ただし、地方税法第22条の「秘密」に該当する情報との相互利用については、予め本人からの同意を得ることが望ましい。

(調査権)

第11条 債権管理者は、次章に規定する強制執行等、徴収停止、履行延期、免除、債権の放棄等のため、滞納者の財産・資力（給与・報酬・手当、預貯金・売掛金・保険金、賃料・敷金、土地・建物等の不動産、車等の動産、生活保護の受給状況等をいう。）を調査する必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、滞納者並びにその保証人、相続人、雇主及び取引先その他の関係人又は関係官公署に、書面又は口頭で報告を求めることができる。

- 2 債権管理者は、前項に規定する権限を、指定した職員（以下、「指定職員」という。）に行わせることができる。
- 3 前2項の規定により調査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。ただし、指定職員にあっては、指定書も提示しなければならない。
- 4 債権管理者又はその指定職員は、前2項の規定により職務上知り得た秘密を漏らし、又は債権の管理に関する事務以外の用途に用いてはならない。

【解説】

私債権であっても市が取り扱う債権であれば、回収不能となったものは最終的に税金で穴埋めされる。また、納付者に二重負担が生じ公平性を損なう。したがって、公益の観点からすれば、この調査権は、債権管理の実効性を担保（法令を補完）するために重要な手段となる。

ただし、本条が財産調査のための根拠法令となったとしても、あらかじめ個人情報の本人外収集の目的、範囲及び根拠を説明し、本人から書面で同意を得ておくのが望ましい。

なお、次章に解説する支払督促では、仮執行宣言が付与され債務名義になったとしても、裁判所への申し立てにより債務者に財産の開示を求めることはできない。（民事執行法 197 条 1 項）

第2章 私債権の徴収手続

（強制執行等）

第12条 債権管理者は、市の私債権について、第7条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第16条の措置をとる場合又は第17条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 担保の付されている市の私債権（保証人の保証があるものを含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- (2) 債務名義のある市の私債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続をとること。
- (3) 前2号に該当しない市の私債権（第1号に該当する市の私債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

【解説】

本条により、督促後の適正、的確な債権回収の手順を明確にする。

督促をした後、相当の期間を経過してもなお履行されないときは、徴収停止（第15条）又は履行延期の特約等（第16条）その他特別の事情がある場合を除き、原則として、裁判所に対して訴訟、強制執行等の法的手続を採らなければならない。

少額訴訟は60万円以下の金銭債権，同一の簡易裁判所に対して年10回以下の利用に限られる。

支払督促は所管の裁判所への申立て，書記官が債務者へ送達後2週間経過後の30日以内に仮執行宣言を付することを申立てする。

（専決処分）

第13条 市の私債権について，債権管理者が訴訟手続により履行を請求する場合において，次の各号のいずれかに該当するときは，地方自治法第180条第1項の規定によりこれを専決処分することができる。

- (1) 民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により債務者から適法な督促異議の申立てがあったことにより，支払督促の申立てが訴えの提起とみなされるとき。
- (2) 前号の規定により訴えの提起に移行した後において，債務者との合意により裁判所において和解をするとき。

【解説】

議会に属する権限のうち軽易な事項については専決処分が可能であり，本市においては「市長の専決処分事項に関する条例」で事項を定めているが，より迅速な債権回収を図るため，債権回収に係る訴えの提起，和解に限定して要件の緩和を行った。

（履行期限の繰上げ）

第14条 債権管理者は，市の私債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは，遅滞なく，債務者に対し，履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし，第17条第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は，この限りでない。

【解説】

「繰上げ」の条項を設けることにより，迅速な保全，回収の措置に着手する。

履行期限の到来前で，一定の理由により債務者に信用不安が生じた場合で，期限の到来を待っていたのでは，回収が困難となる場合に，債務者に繰り上げる旨の通知をすることにより，履行期限を繰り上げることができる。

繰り上げ理由は，法令に基づく場合と，契約に基づく場合があり，期限の利益の喪失（民法137条），会社の解散（会社法501条1項），相続の場合の限定承認（民法930条），相続財産法人の成立（民法957条），期限の利益の放棄（契約，納付誓約書，裁判上の和解）等がある。

（債権の申出等）

第15条 債権管理者は，市の私債権について，債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において，法令の規定により市が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは，直ちに，そのための措置をとら

なければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、債権管理者は、市の私債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

【解説】

第1項は、配当の要求その他の債権の申し出の規定であり、債務者が支払不能の事態に陥ったことにより、他の債権者が先んじて強制執行の手続を採った場合や債務者自らが破産を申し立てた場合、その他の理由により債務者の財産の清算手続が開始された場合に、申し出のための必要な措置を採らなければならない。

申し出の理由は、強制執行（民事執行法 51 条）、抵当権の実行（民事執行法 188 条）、破産手続開始決定（破産法 111 条 1 項）、民事再生手続開始決定（民事再生法 94 条 1 項）、債務者である法人の解散（民法 79 条等）、相続人の限定承認（民法 927 条）、会社更生手続開始の決定（会社更生法 138 条 1 項）等がある。

第2項は、債務者に信用不安が生じた場合にとらなければならない措置であり、担保提供の請求（保証人の保証を含む）と、保全処分の規定がある。

保全処分は仮差押え、係争物に関する仮処分、仮の地位を定める仮処分があり、民事保全法第1条に規定されている。

（徴収停止）

第16条 債権管理者は、市の私債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

(1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くな
く、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認
められるとき。

(2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制
執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。

(3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

【解説】

履行期限経過後、債務者が履行しないもので、債務者が行方不明になったり、法人である債務者が事業をやめてしまったりなど、事実上徴収が困難な場合や金額が少額で訴訟など強制執行等の手段を執ることが経済的合理性に欠ける場合、強制執行や保全の措置をとらずに徴収の停止を行うことができる。

（履行延期の特約等）

第17条 債権管理者は、市の私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
 - (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
 - (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
 - (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る市の私債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
 - (5) 貸付金に係る市の私債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行するときに困難であるとき。
- 2 債権管理者は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係る市の私債権は、徴収すべきものとする。

【解説】

当初の契約や処分等によって定まった履行期限の後で、一定要件を満たしている場合に、契約や処分によって履行期限を変更し、滞納金を分割納付したり、償還方法を変更することができる。

なお、「無資力」とは、その債務者が①資産がないか、あっても他の債務の担保に充てられているため無価値に等しい状態にあり、かつ②収支が、生計若しくは事業を維持するに足りないと認められる状態にあることをいう。（以下 第18条、第19条においても同じ）

無資力かどうかの判断は、本市が行う財産調査や債務者からの申告や提出資料によって、債務者の資産・負債の状況、収支の状況により納付能力を把握することにより行う。

滞納金について分納等を認める場合、履行期限の変更までに、既に発生している利息、遅延損害金(延滞金)の支払いを免除することは原則としてできない。

(免除)

第18条 債権管理者は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした市の私債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

2 前項の規定は、前条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金

に係る市の私債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

【解説】

一定の要件を満たしている場合に、債務者の意思に関係なく、債権者である市の意志だけで債務を免除することができる。

債務の免除は債権放棄の一形態であり、通常権利の放棄を行うには、地方自治法第 96 条第 10 号の規定により、政令又は条例に特別の定めがある場合を除いては議会の議決が必要であるが、本条に基づく債務免除は特別の定めに該当するため議会の議決は不要である。

(債権の放棄)

第 19 条 債権管理者は、市の私債権について、各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 当該債権について、消滅時効が完成したとき。(債務者が時効の援用を潔しとせず、一部弁済など承認した場合を除く。)
- (2) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が、強制執行をした場合の費用と他に優先して納付を受ける本市が保有する債権と本市以外の者が保有する債権の額との合計額を超えないと見込まれるとき。
- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 253 条第 1 項、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 204 号第 1 項その他の法令の規定により、債務者が当該市の債権につき責任を免れたとき。
- (4) 債務者が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護を受け、又はこれに準ずる状態にあり、当該市の債権について、履行させることが著しく困難又は不相当と認められるとき。
- (5) 第 12 条の規定により強制執行等の手続をとっても、なお完全に履行されない当該市の私債権について、強制執行等の手続が終了したときにおいて債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、資力の回復が困難であると認められるとき。
- (6) 第 16 条に規定する徴収停止の措置をとった当該市の債権について、当該徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、債務者が無資力若しくはこれに近い状態にあり、又は債務者の所在が依然として不明であり、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認められるとき。
- (7) 当該債権等の存在につき法律上の争いがある場合において、債権管理者が勝訴の見込みがないものと決定したとき。

【解説】

債権の放棄は、法律上、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号による普通地方公共団体の議会の議決により成立、または民事法第 145 条による消滅時効の完成に伴い、債権者からの援用申出をもって、裁判所判断による成立が定められているが、放棄に関する要件、基準

について明確に定められておらず、時効の援用について債務者に指導できない等、法律の適用が実務上困難であった。

本条では、債権の放棄に関する具体的な要件、基準を定め、公明・適正な処理を図ることを目的としている。

本条(3)は、法令で定めのある「債権等の免責」に関する記述である。代表的な法令としては、破産法、会社更生法があり、その他にも民事再生法第235条、第244条による個人債務者等を対象とした免責の定めがある。また、民事再生法による民事再生手続きでは、租税等の法律で優先権が認められている債権（一般優先債権）は、再生計画に関わらず弁済を受けることができることから、本条(3)の記述として「その他の法令の規定」としている。

第3章 雑則

（過料）

第20条 正当な理由なしに、第11条に規定する調査を拒み、妨げ、忌避し、又は虚偽の証言をした者は、5万円以下の過料に処する。

【解説】

条例の規定による調査権は、債権管理の実効性を担保（法令を補完）するために重要な手段となるが、あくまでも任意調査の域を超えないので、公益性が高いものに限られるなど、その適用には慎重を期しなければならない。

なお、過料については、公法上の債権でかつ公債権となるので、強制徴収（滞納処分）が可能となる。

（報奨金）

第21条 債権管理者等は、第11条に規定する調査に対し、滞納額が10万円以上であって、かつ、滞納期間が1年以上であって、かつ、市の債権を重複して滞納している者又は資力があるにもかかわらず支払わない者に係る債権の回収に資する有力な情報を提供した者に、5万円を限度として、報奨金を支給することができる。

【解説】

条例の規定による報奨金は、高額・困難・悪質事案に特定された公益性の高いもの（例えば、第5条で整備された債権管理組織に移管する基準に相当するもの）に限り適用される。なお、警察における報奨金制度は、条例ではなく要綱に基づくものである。

（委任）

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、債権管理者が別に定める。

【解説】

本条例において、「規則等で定める」、「別に定める」こととしている事項については、個別に規則、要綱等で必要事項を定めることとする。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成○年○月○日から施行する。

「福岡市債権管理条例施行規則（試案）」逐条解説

（趣旨）

第1条 この規則は、福岡市債権管理条例（以下「条例」という）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

【解説】

福岡市債権管理条例第22条「この条例の施行に関し必要な事項は、債権管理者が別に定める。」からの委任。

（台帳の整備）

第2条 債権管理の所属長は、条例第6条の規定により台帳を整備するものとする。

2 前項の台帳に記載する事項は、次に掲げるものとする。

- 一 市の債権の名称
- 二 債務者の氏名及び住所（法人については、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）
- 三 市の債権の額
- 四 前三号に掲げるもののほか、債権管理者が必要と認める事項

【解説】

福岡市債権管理条例第6条「債権管理者は、市長の債権を適正に管理するため、別に定めるところにより台帳を整備するものとする。」からの委任。

第9条の滞納者情報の相互利用では、複数の債権で重複していることが条件となるので、名寄せするための情報にもなる。

債権の種類にもよるが、第2項第四号に該当する事項としては、根拠法令、消滅時効、債務者(住所・氏名)、債権の状況(金額、発生日月日、当初履行期限)、納入状況、督促状況(発付日、督促期限日)、処分内容、交渉記録、消滅時効完成日等がある。

（督促）

第3条 条例第7条に規定する督促は、原則として納期限後20日以内に発するものとする。

2 前項の督促に指定すべき期限は、その発した日から10日以内において定めるものとする。

3 第1項の督促には、前条第2項で定める台帳に記載する事項のほか、市の公法上の債権については延滞金を、市の私法上の債権については遅延損害金を定めるものとする。

4 第1項の督促は、原則として文書により行うものとする。

【解説】

福岡市債権管理条例第7条「債権管理者は、市の債権（法第240条第4項に掲げる債権に該当するものを除く。次条から第18条までにおいて同じ。）について、履行期限まで

に履行しない者があるときは、規則等に定めるところによりこれを督促しなければならない。」からの委任。

福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例第2条「税外収入金を納期限までに完納しない者がある場合は、市長は、納期限後20日以内に督促状を発しなければならない。／2 前項の督促状に指定すべき期限は、その発付の日から10日以内とする。」の規定に準じた。

督促は最初の1回だけが時効中断の効果を有するので、その後督促を繰り返したとしても催告となり、時効中断の効果を有しない。

(督促後の相当期間)

第4条 条例第12条本文に規定する「督促をした後相当の期間」とは、1年を限度とする。

【解説】

福岡市債権管理条例第12条本文「債権管理者は、市の私債権について、第7条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

ただし、第16条の措置（補足：徴収停止のこと）をとる場合又は第17条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りではない。」における下線部の具体的な例示。

(履行期限後の相当期間)

第5条 条例第16条本文に規定する「履行期限後相当の期間」とは、1年以上とする。

【解説】

福岡市債権管理条例第16条本文「債権管理者は、市の私債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。」における下線部の具体的な例示。

(徴収停止の措置後の相当期間)

第6条 条例第19条第6号に規定する「当該徴収停止の措置をとった日から相当の期間」とは、1年以上とする。

【解説】

福岡市債権管理条例第19条第6号「第16条に規定する徴収停止の措置をとった当該市の債権について、当該徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、債務者が無資力若しくはこれに近い状態にあり、又は債務者の所在が依然として不明であり、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認められるとき。」における下線部の具体的な例示。

(委任)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、債権管理者が定める。

【解説】

その他必要な事項があれば要綱等に委任する

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 年 月 日から施行する。
- 2 現行の台帳は、第2条に規定する台帳とみなす。

第 1 グループの報告に関する石森教授の講評

(1) 全体として、緻密な検討が重ねられ、よくまとまった完成度の高い、しかしいわば「遊び心」(報奨金制度、過料) ももって策定された条例案であると評されましょう。

(2) 最大の関心は、債権の分類にありました。この点、グループでは、「公法上の債権」と「私法上の債権」、「公債権」と「私債権」という用語を使って分類しました。しかし、ここでいう「公法」「公」の定義は非常に難しく、学説においてもこれまで明確な定義が与えられないがゆえに、なるべく使わないできた言葉でしたので、策定過程でも意識的に議論がなされました。たとえば、公営住宅の利用料は私法上のもので、給食費は公法上のもの、であると分類されますが、この違いはどこから生じるのか、理論的に性質上の違いを説明することが試みられたのです。しかも、「公法」上の私債権であれば「督促」は処分化し、延滞金の賦課となります。したがって不服申立ても認められます。さしあたり教示でどうするか、申立てのどれを受け、どれを却下するか等の判断をする必要からも、今後、自治体で新たに生じうる債権を、性質上「公法」と「私法」に割り振る基準が求められることになるでしょう。「公法」には実務上も内実を与える必要があります。とはいえ、他方で、本条例案は、地方自治法上の用語法とも整合をはかる必要があり、独自の分類法を採用するリスクに鑑みると、さしあたり「公法」という用語をそちらにあわせて使わざるをえなかったという事情は理解できるところでもあります。

(3) 特徴に挙げられた諸点に関して、まず、所管課内での滞納者情報の相互利用(第 10 条)については、この条例で、何のためにどれだけの情報共有が必要なのかを明確に示すことがポイントとなります。条例の目的も、「適正な管理」から一步踏み込んだところに設定し、そのためにこれら情報を共有することが不可欠であることがいえれば、個人情報保護や守秘義務との整合を図ることができるでしょう。個人情報保護審議会への諮問を経由し、さらに慎重を期するかの議論に、なおグループの揺れた状況が見て取れるところです。

調査権(第 11 条)については、この規定で強制的に調査ができるようになるわけではありませんが、これがあることで同じ聞き取りや依頼にしても、正式な、条例により課せられた職務の遂行という意味合いが持たされます。調査を受ける側も、個人情報の取扱い等に関し、判断の際の有力な要素となるでしょう。この 11 条について間接強制がかぶせられ、正当な理由のない調査拒否等に対して過料が課せられることになっていますが(第 20 条)、過料を課してまで調査に応じさせる必要を別途説明しなければならないでしょう。福岡市の区域内外の者の間での平仄がとれるのかも課題になると思われます。

和解に関する専決処分の対象拡大(第 13 条)については、地方自治法が権限を議会に委ねた趣旨、例外的に専決を許すことの趣旨を明確に理解し、要件緩和が条例の目的達成の必要上不可欠の手段であることを明らかにする必要があります。そうすると、和解に関しても専決に委ねる範囲はおのずと制約を受けることになり、さらに限定を付する必要があるのではないかと思います。

「政策法務研修会 地方分権推進に係る勉強会」について

1 勉強会の目的

職員の政策法務能力の向上を図る政策法務研修の一環として、また、現在進行している第二期地方分権改革に対応するため、当該分権に係る部署の職員の地方分権に対する基礎的な認識の共有を図るとともに、分権後の新たな本市の役割分担に応じた自由な政策提案を実施する。

2 第一期地方分権改革の取組み

平成12年4月「地方分権一括法」施行

(1) 第一期地方分権改革の成果

- ・ 国と地方の役割の明確化
- ・ 機関委任事務制度の廃止
- ・ 国から地方公共団体への権限移譲 等

→ 国と地方は「上下・主従の関係」から「対等・協力の関係」へ

(2) 「未完の分権改革」

- ・ 自己決定権を保障するための税財源の確保が不十分
- ・ 国から地方への権限の移譲が不十分
- ・ 移譲された権限についての裁量権が不十分

3 現在の第二期地方分権改革の状況及び展望

(1) 第二期地方分権改革のスケジュール

- ・ 平成18年12月 地方分権改革推進法 制定
- ・ 平成19年4月 同法施行 「地方分権改革推進委員会」設置
- ・ 平成20年5月 同委員会「第1次勧告」
- ・ 平成20年12月 同委員会「第2次勧告」
- ・ 平成21年春 同委員会「第3次勧告」(予定)
- ・ 平成21年秋～平成22年春 「地方分権一括法案」提出(予定)

(2) 「第1次勧告」

- ・ 国と地方の役割分担の基本的な考え方
- ・ 基礎自治体への権限移譲の拡大(主に都道府県から一般市へ)

(3) 「第2次勧告」

- ・ 「義務付け・枠付け」の見直し
- ・ 「国の出先機関」の見直し

(4) 「第3次勧告」(予定)

- ・ 分権型社会にふさわしい税財政構造の構築

- ・ 分権型社会に対応した地方行政体制の基盤整備

4 福岡市としての取組みの必要性

住民に最も身近に接している行政主体として「真の分権型社会」を目指した主張をしていく必要

- (1) 「近接性の原理」、「補完性の原理」から導かれる「基礎自治体優先の原則」の明確化
- (2) 福岡市の役割と能力にふさわしい新たな大都市制度の創設
- (3) 国・都道府県・大都市を含めた基礎自治体の役割分担に見合った、適正な税財源配分



- 地方分権の実現のためには、個別の行政分野において、具体的な支障事例を踏まえて分権改革を提案する必要がある。
- 真の分権型社会においては、個別の行政分野において、具体的な行政課題を抽出し、政策法務的な視点によって自ら問題解決に取り組む必要がある。



「政策法務研修会 地方分権推進に係る勉強会」

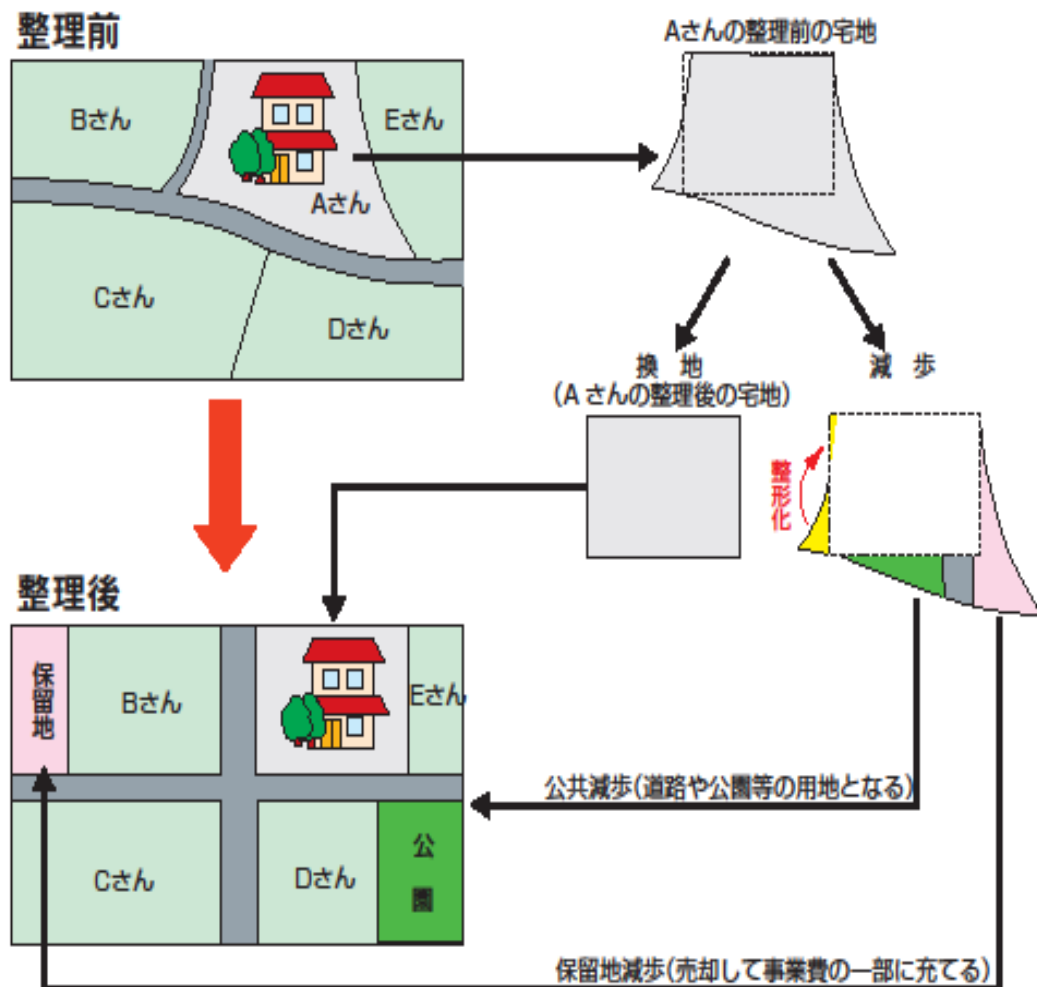
第1次勧告において都道府県から指定都市への権限移譲の対象とされた分野について、担当部署職員による勉強会の形で検討

土地区画整理法について

平成 20 年度政策法務研修
地方分権に係る勉強会グループ
住宅都市局都市づくり推進部
企画管理課 岡本 拓二

【土地区画整理事業とは】

未整備な市街地又は市街地予定地の健全な市街地に造成するため、定められた施行地区内の土地について、換地方式により道路、公園等の公共施設の整備とともに宅地の区画形状を整える事業であり、施行地区内の土地の利用増進の範囲内において施行地区内の権利者が公共施設用地等を生み出すために必要な土地を公平に負担、減歩するという仕組みを持った事業である。



1. 現状と問題点について

(1) 現行の国・都道府県・市町村の役割分担

現行の国・都道府県・市町村の役割分担については、国は土地区画整理事業制度の抜本見直しなど、土地区画整理事業に関する施策を総合的に検討・策定・実施し、都道府県は土地区画整理事業の認可に係わる事務を実施し、市町村は地元協議や相談、指導等を行っている。

※ 土地区画整理法第136条の3で規定されている大都市等の特例により土地区画整理法及び同法施行令の規定による都道府県の権限に属する事務の指定都市・中核市への一部権限移譲が行われている。

(2) 課 題

法令により一部の事務の権限移譲は受けているものの、都市再生機構及び地方住宅供給公社（市のみに設立されたものに限る）が施行者となる区画整理事業の認可等は都道府県が行っている。

2. 地方分権改革推進委員会の第1次勧告について

【勧告の内容】

個人・区画整理会社施行の土地区画整理事業の認可にかかわる事務について、「市※」までそれぞれ移譲する

※ 「市」とは指定都市、中核市、特例市を含む市

法令名	条	項	事務内容	移譲元	移譲先
土地区画整理法	4	1	個人施行による土地区画整理事業の認可	県	市
	14	1	土地区画整理組合の設立認可		
	14	3	事業計画の認可		
	51の2	1	区画整理会社施行による土地区画整理事業の認可		
	76	1	土地区画整理事業施行地区内における土地の形質の変更等の許可		
	76	4	土地区画整理事業施行地区内の土地の形質の変更等の許可に係る原状回復等の命令		
	86	1	換地計画の認可		
	124		個人施行による土地区画整理事業に対する監督		
	125		土地区画整理組合の施行する土地区画整理事業に対する監督		
	125の2		区画整理会社の施行する土地区画整理事業に対する監督		

【勧告に対する意見】

今回の第１次勧告による権限移譲項目については、大都市特例（指定都市・中核市・特例市）により本市では既に権限を有している。本市では現在も組合施行による土地区画整理事業が施行されているなど、支障なく事務を実施してきており、すべての市が事務を担うこととなる今回の勧告は望ましいものとする。

今後、各市が事務を担う場合、事業自体が少ない市の場合には、単独でのノウハウの蓄積が困難であるなどの課題があるものと思われる。このような場合には、そもそも土地区画整理事業に関する事務が、住民に身近な市が担うべきまちづくりの一環であることを踏まえ、安易に県の指導に頼るべきではない。代わりに、市どうしでノウハウの共有を図るなどの連携により、市としての視点から土地区画整理事業を実施・監督できるような工夫を行っていく必要がある。

３．分権改革への提案

土地区画整理事業については、限られた区域における事業であり、県全体で調整を図る必要はない。従って県が権限を有する都市再生機構・地方住宅供給公社（市のみにより設立されたものに限る）が施行者となるものにかかる権限の移譲を進めていく必要がある。

地方分権の推進に係る都市計画制度の見直しについて

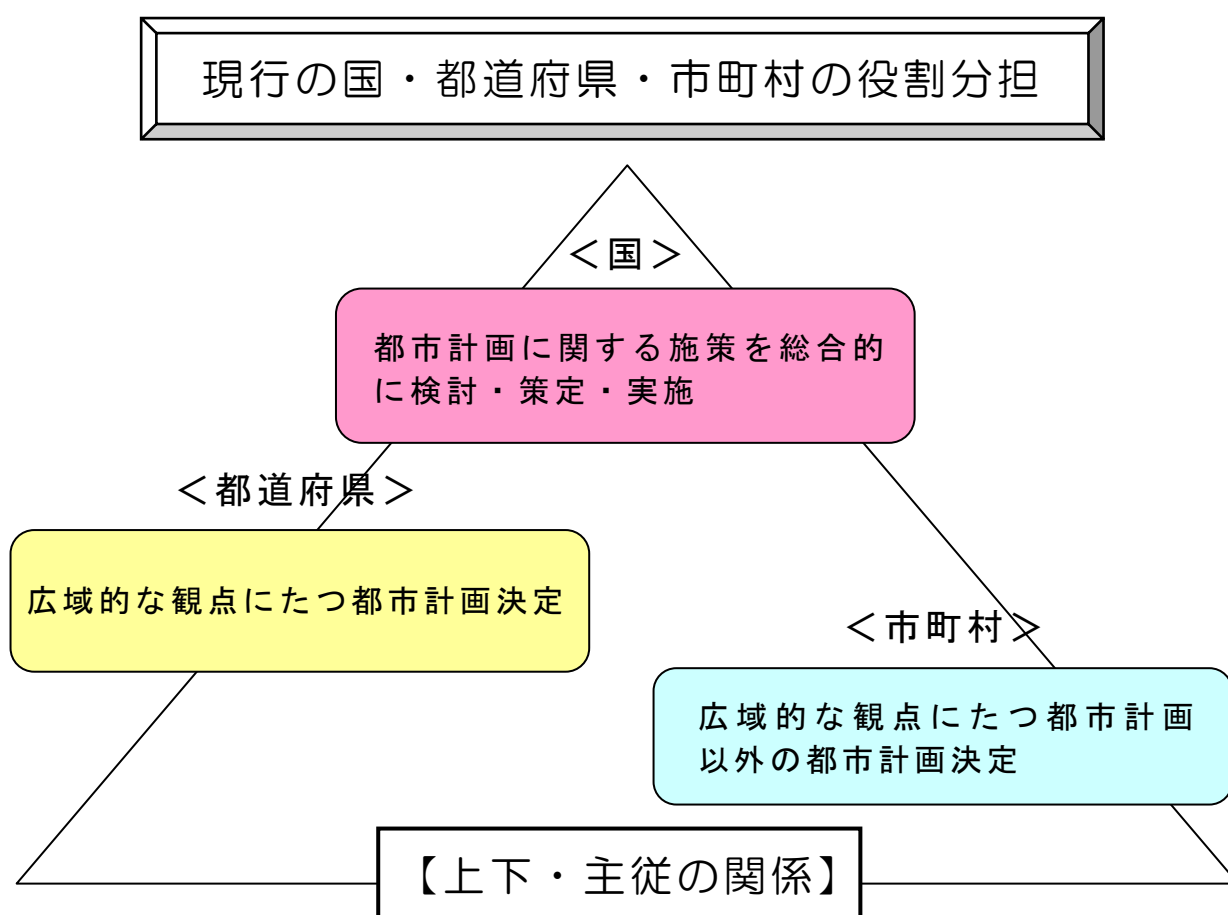
平成 20 年度政策法務研修 地方分権に係る勉強会グループ
住宅都市局都市計画部都市計画課 時任 哲郎

1. 都市計画制度の現状と問題点について

(1) 現行の国・都道府県・市町村の役割分担

現行の国・都道府県・市町村の役割分担については、国は都市計画制度の抜本見直しなど、都市計画に関する施策を総合的に検討・策定・実施し、都道府県は都市計画区域の指定・変更又は廃止、区域区分の変更など、広域的な観点にたつ都市計画の決定を行い、市町村は用途地域の変更などの都市計画の決定を行っている。

一方、都市計画の決定及びその手続における国や都道府県の市町村への関与は、「広域的な観点」や「県が定める上位計画との整合性の観点」などとされているが、これらの観点からはずれ、詳細にわたる資料や説明の要求がなされており、また、都市計画の決定にあたっては、国又は都道府県の同意が必要であることから、これに係る協議に多大な時間と労力を要している。



(2) 都市計画の決定権限の移譲

都市計画の決定については、地方分権一括法の制定により、都市計画の決定権限が一部、市町村へと移譲されたが、依然として市町村決定にあっては、国又は都道府県の同意が必要とされ、国・都道府県・市町村は「上下・主従」の関係から「対等・協力」の関係へと変わったとしながらも、実質的には以前のままの状況が残存している。

地方分権の推進に関する主要な経緯等

年	経 緯 等
平成 7 年	地方分権推進法の成立
平成 11 年	地方分権一括法の成立
平成 12 年	地方分権一括法の施行 →都市計画の決定権限が市町村へと移譲された
平成 18 年	地方分権改革推進法の成立
平成 20 年	地方分権改革推進委員会の第1次勧告 →都道府県決定について、国の同意要件を廃止 市町村決定について、都道府県の同意要件を廃止 政令指定都市内の区域マスタープランや区域区分等についての都道府県の決定権限を政令指定都市に移譲

(3) 都市計画決定手続における二重行政

市町村の定める都市計画は、市町村都市計画マスタープランに基づき決定されており、同マスタープランは都道府県が定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の上位計画と整合を図って策定しているにもかかわらず、都市計画決定手続に関して、国や都道府県の関与が散見されることから、助言は受けるにしても、あくまで判断や決定は市町村の責任においてのみ行うことが望ましい。

2. 地方分権改革推進委員会の第1次勧告について

(1) 第1次勧告の内容

- ・ 地域の実情に通じた地方自治体が自らの責任と判断でまちづくりを進めていくことができるように見直す（国は、平成21年度を目途に都市計画制度の抜本的見直しの予定）
- ・ 都道府県による区域マスタープランや区域区分の決定について、国の同意要件を廃止・・・①
- ・ 市町村による都市計画決定の都道府県の同意要件の廃止・・・②
- ・ 政令指定都市内の区域マスタープランや区域区分についての都道府県の決定権限を政令指定都市に移譲・・・③

勧告内容（市町村への権限移譲及び同意要件の廃止）

①都道府県による区域マスタープランや区域区分の決定について、国の同意要件を廃止

都市計画の内容	都道府県決定	
	大臣の同意	
	不要	必要
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	● ←	○
区域区分	● ←	○

②市町村による都市計画決定の都道府県の同意要件の廃止

都市計画の内容	市町村決定		都道府県決定	
	知事の同意		大臣の同意	
	不要	必要	不要	必要
用途地域等	● ←			○

③政令指定都市内の区域マスタープランや区域区分についての
都道府県の決定権限を政令指定都市に移譲

都市計画の内容	政令指定都市決定		都道府県決定	
	大臣の同意		大臣の同意	
	不要	必要	不要	必要
都市計画区域の 整備、開発及び 保全の方針	● ←			○
区域区分	● ←			○

(2) 第1次勧告に対する国の考え

都市計画制度の抜本的な見直しにあたっては、国の利害や都道府県による広域の見地からの調整に留意しつつ、地域の実情に通じた基礎自治体が自らの責任と判断で都市計画決定を行うとの観点から、三大都市圏等の都市計画に関する都道府県の国への協議・同意を始めとする各種の国への協議・同意の廃止・縮小、都道府県から市町村への権限移譲等を進める方向で検討を行い、平成21年度を目途に実施するとなっている。

3. 都市計画制度の問題解決の方向性について

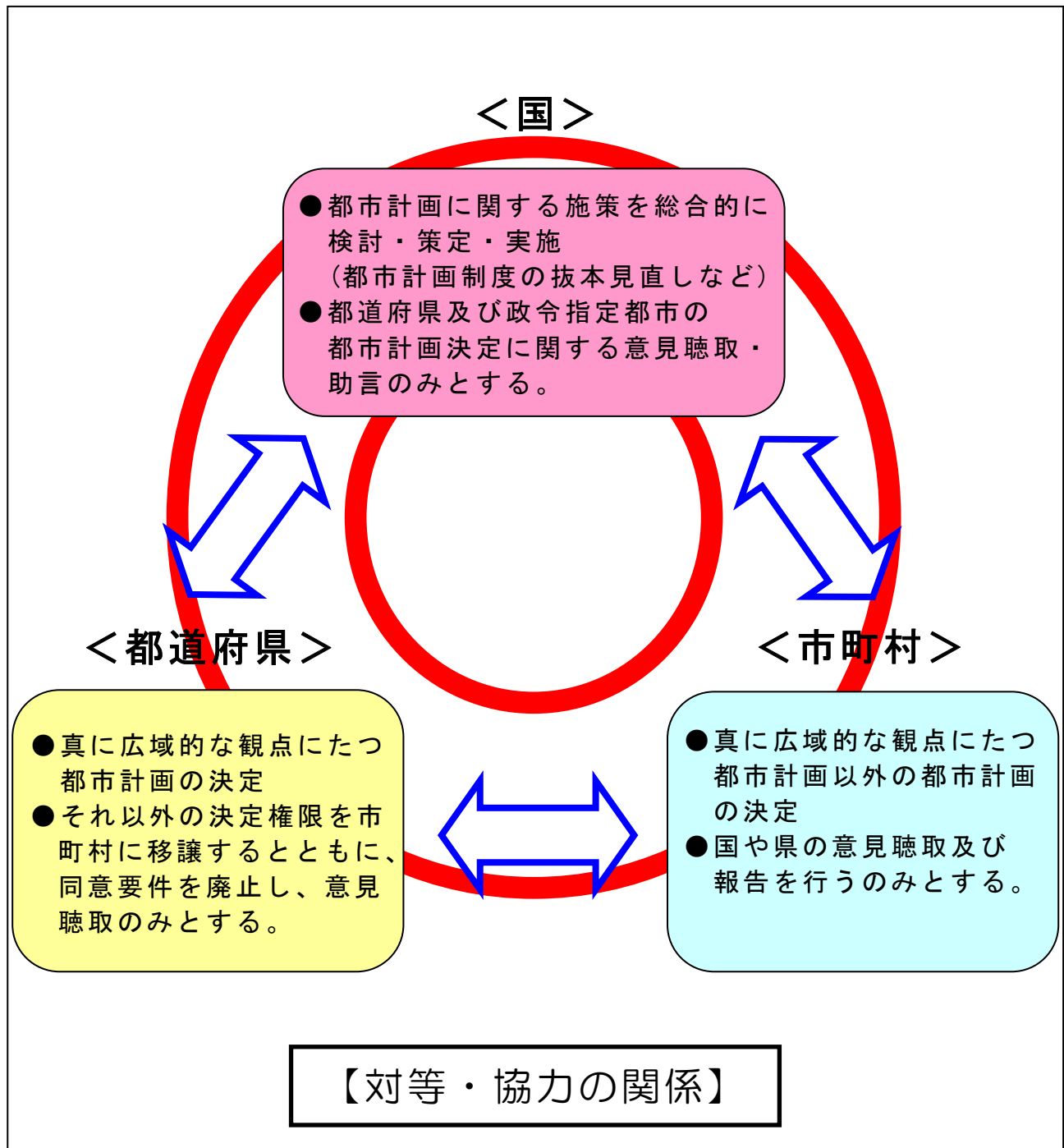
あるべき国・都道府県・市町村の役割分担について、国は都市計画制度の抜本見直しなど、都市計画に関する施策を総合的に検討・策定・実施し、また、都道府県及び政令指定都市の都市計画の決定に関する意見聴取・助言を行うこととする。

都道府県は、真に広域的な観点にたつ都市計画の決定（都市計画区域の指定、変更又は廃止、準都市計画区域の指定、変更又は廃止等）のみを行い、それ以外の決定権限を市町村（一部、政令指定都市のみ）に移譲するとともに、同意要件を廃止し、意見聴取のみとする。

市町村は、真に広域的な観点にたつ都市計画以外の都市計画の決定を行い、また、都市計画の決定に関して、国や県の意見聴取及び報告を行うこととする。

よって、国又は都道府県の同意要件を廃止することにより、都道府県や市町村の同意に要する多大な時間と労力の縮小が図られることが期待される。

あるべき国・都道府県・市町村の役割分担
(問題解決の方向性)



介護保険法に係る勧告について

平成20年度 政策法務研修
地方分権に係る勉強会グループ
保健福祉局総務部監査指導課 黒木利孝

1 現状

(1) 法令の状況

介護保険法、政省令において、各介護サービスの内容、運営基準等を定めている

<介護保険制度における法令の構造>

介護保険法

└─ 介護保険法施行

└─ 介護保険法施行規則

(**居宅サービス：法74**)

└─ 指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準

└─ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準

厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数

└─ 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目

(**介護予防サービス：法115の4**)

└─ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

└─ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準

(**居宅介護支援：法81**)

└─ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

└─ 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準

(**施設サービス：法88, 97, 110**)

└─ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準

└─ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

└─ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

└─ 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準

└─ 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準

(**地域密着型サービス：法78の4**)

└─ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

└─ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準

厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数

(**地域密着型介護予防サービス：法115の13**)

└─ 指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

└─ 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準

(**介護予防支援：法115の22**)

└─ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

└─ 指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準

都道府県

市町村

(2) 指定・許可、取消しに係る権限

権限者	対 象 サ ー ビ ス
都道府県知事	居宅サービス，介護予防サービス
	居宅介護支援
	施設サービス（介護老人福祉施設，介護老人保健施設，介護療養型医療施設）
市町村長	地域密着型サービス，地域密着型介護予防サービス
	介護予防支援

(3) その他の主な権限

内 容	対象サービス	条文	都道府県 知 事	市町村長	要 件
文書その他の物件の提出・提示，質問， 照会	すべて	23	×	○	保険給付に関して必要 があると認めるとき
報告，サービス等の提供の記録・帳簿書 類その他の物件の提示の命令，質問	すべて (住宅改修を除く)	24 I	○	×	介護給付等に関して必 要があると認めるとき
報告，帳簿書類の提出・提示の命令，出 頭，質問，立入，設備・帳簿書類その他の 物件の検査	居宅サービス	76	○	○	サービスの支給に関し て必要があると認めると き
	介護予防サービス	115の 6			
	居宅介護支援	83			
	施設サービス	90， 100， 112			
	地域密着型サービス	78の 6	/	○	
	地域密着型介護予防サービス	115の15			
介護予防支援	115の24				
勧告，公表，措置命令	居宅サービス	76の 2	○	×	適正な事業の運営をし ていないと認めるとき
	介護予防サービス	115の 7			
	居宅介護支援	83の 2			
	施設サービス	91の 2， 103 113の 2			
	地域密着型サービス	78の 8	/	○	
	地域密着型介護予防サービス	115の16			
	介護予防支援	115の25			

通則規定である第23条，第24条第1項については，条文の表現上，権限の内容，対象サービス，要件について，都道府県知事と市町村長とは異なっている。これは，一見すると，都道府県知事が指定権者で，市町村長が保険者という立場の違いによるものだと考えられる。

しかし，市町村長が指定権者であり，かつ保険者である地域密着型サービス，地域密着型介護予防サービス，介護予防支援事業については，都道府県知事の権限に相当するものはない。これらのサービスについて指定権者である市町村長は第24条に相当する権限を行使することができないことになるから，第24条第1項は指定権者に特有の権限ではないと考えざる

を得ない。

また、都道府県知事は指定権限を有しないこれらのサービスに対して、第24条第1項を通して権限を行使することができるのも、同様の趣旨に基づくものと思われる。

だとすれば、第24条第1項の権限は、都道府県知事の、指定権者としての側面と、保険者である市町村に上位する立場としてなされる調整者としての側面という2つの面を有すると評価できる。

ただ、いずれにせよ、条文からは、市町村長は、指定権者であるにもかかわらず、都道府県知事が有する第24条第1項に相当する権限を行使し得ないことにはかわりはない。

〈各条文における調査等の権限の比較〉

	第23条	第24条第1項	第76条、第115条の6等
主 体	・市町村長	・都道府県知事 ・厚生労働大臣	・都道府県知事（78の6、115の15、 115の24を除く） ・市町村長
要 件	・保険給付に関して必要があると 認めるとき	・介護給付等に関して必要がある と認めるとき	・必要があるとき
対 象	・居宅サービス等を担当する者 ・これらの者であった者	・居宅サービス等を行った者 ・これを使用する者	・事業者 ・事業者であった者 ・事業所の従業者であった者
権 限	・文書その他の物件の提出・提示 を求めること、依頼すること ・職員に質問、照会させること	・居宅サービス等に関し、報告を 命じること ・居宅サービス等の提供の記録、 帳簿書類その他の物件の提示を 命じること ・職員に質問させること	・帳簿書類の提出・提示を命じる こと ・出頭を求めること ・職員に関係者に対して質問させ ること ・事業所に立ち入り、設備・帳簿 書類その他の物件を検査させる こと

では、実際に、市町村長は第24条第1項に相当する権限を行使できないかというと、そうではないと思われる。例えば、「担当する者」と「行った者」を明確に区分して使い分けることはできないであろうから、実質的に同じように解釈する余地はあるし、また、職員の質問を通して、実質的に報告に相当する内容を聞き取ることは可能であろう。ただし、要件である「保険給付に関して必要があると認めるとき」と「介護給付等に関して必要があると認めるとき」は、後者の方が明らかに広範である点是否定できない。

ただ、第23条と第24条第1項にはこのような差違が認められるが、第76条以下の各則規

定には都道府県知事と市町村長に共通の権限が認められており、これらの規定を活用することで十分に対応することができることから、実際の運営に当たってはあまり大きな違いはないように思われる。実際、福岡県の職員と一緒に業務に行うに当たり、調査等の権限についてはあまり大きな差を感じることは少ないし、おそらく、事業所の従業員もほとんど認識していないと思われる。

2 第1次勧告の内容

平成20年5月28日付けで地方分権改革推進委員会が行った「第1次勧告 ～生活者の視点に立つ「地方政府」の確立～」の概要は以下のとおりである。

(1) 基本的な考え方

地域ごとの実情や個性の違いを考慮せず、国が全国画一的に定める基準を一律にあてはめることは、地域活性化の障害となる危険性がある。地域のあり方は地方独自の個性を優先し自ら決定する自治の確立が住民にとって望ましい。

国の役割を限定し、住民に身近な行政は地方自治体に移譲し地方の裁量と責任の中で実施する。

「補完性・近接性」の原理（基礎自治体に事務事業を優先的に配分する）

地域における事務は基本的に基礎自治体である市町村が処理し、都道府県は市町村を包括する広域自治体として、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの、その規模、能力において市町村が処理することが適当でないものを処理する。

(2) 分権へのメルクマール

勧告では、事務を5つの類型に分類し、①②は区分けの必要性、③④は横断的見直し、⑤は権限の移譲、廃止というメルクマールを提示し、介護保険分野は③に当たる。

類型	内 容
①重複型	事務・権限が法令上1つの主体に専属しておらず、国、地方自治体がそれぞれ処理することが許容されているもの
②分担型	法令上、事業規模の大きさや事務・権限の対象範囲等によって国と地方自治体がすでに一定の役割分担をしているもの
③重層型	国が策定する全国的な指針や全国一律の基準にしたがい、地方自治体が事務事業を実施。 法令による義務づけ、枠付け、関与の見直し等、法制的な仕組みの横断的な見直し。
④関与型	地方が実施する事務に関して、国が広域的な見地等から調整し、又は関与を行っているもの
⑤国専担型	

(3) 重点行政分野の抜本的見直し

勧告では、重点行政分野として、介護保険事業所の指定・指導監督等に関する事務につい

て、以下のように言及している。

【福祉施設の最低基準等】

保育所や老人福祉施設等の各種福祉施設については、床面積、廊下幅、設けるべき部屋などの施設設備基準や、入所定員、入所者の処遇などの運営基準、職員配置基準が全国一律の最低基準として定められている。このため地域の智慧と創意工夫を生み出す芽を摘み取ってしまい、住民の多様な福祉サービスに対応し難い状況が生まれてしまう。したがって、まず施設設備基準のあり方を見直すとともに、その他の基準についても、義務付け・枠付けの見直しとあわせて、さらに検討を進め、第2次勧告において結論を得る。

老人福祉施設及び児童福祉施設に関する都道府県の設置認可等について、市町村への権限移譲を進める。

- 施設設備に関する基準については、全国一律の最低基準という位置付けを見直し、国は標準を示すにとどめ、具体的な基準は地方自治体が地域ごとに条例により独自に決定し得ることとする。
- 福祉施設の認可、指導監督等に係る事務については、老人福祉施設に関するものは、市に移譲する。
- 指定介護保険事業者の指定・指導監督等に関する事務については、市に移譲する。この場合、指定については都道府県の同意を要することとする。

国との関係については、施設設備、運営、職員配置基準の見直しとされているが、第2次勧告へ課題が持ち越されている。一方、都道府県との関係については、指定、監督、取消し等の権限を市町村へ移譲することが言及されている。

(4) 勧告に対する国の見解

平成20年10月30日に行われた第63回地方分権改革推進委員会の中で、厚生労働省は、介護保険事業所、施設の設置・運営基準の義務付け・枠付けについて、以下の理由をもとに権限の移譲について否定的な説明をしている。

- ① 介護保険制度は、財源も含めて、都道府県・市町村等が共同して事務を実施するとともに、健康保険組合等の医療保険者を通じて徴収する第2号保険料等によって運営される制度であることから、地方自治体相互間又は地方自治体と国その他の機関と協力して、全国的に統一して定める必要があるため、義務付け・枠付けの存置が必要である。
- ② 国民の保健医療の向上及び福祉の増進を目的とする介護保険制度については、各地方自治体の枠を超えた第2号保険料の配分や国・都道府県の公費負担を受けて、一定のルールに基づき、全国的に一定水準のサービスを利用できる仕組みにする必要があるため、存置する必要がある。

(5) 委員からの意見等

同委員会における厚生労働省の説明に対して、以下のような委員から以下の意見が出され

ている。

- ① 全国統一基準の確保の必要性について、介護保険制度が「地方自治体が他の地方自治体と水平的に共同して、又は地方自治体の主体的な判断で広域的に連携して事務を実施するために必要な仕組みを設定しているもの」としているが、介護サービスは地方自治体の区域を越えて提供されるものではないため、該当しない。
- ② また、「地方自治体に義務付けられた保険にかかる規定（保険と整合的な給付を含む）のうち、地方自治体以外の主体に対して義務付けられた保険と一体となって全国的な制度を構築しているもの」も理由に掲げているが、これは市町村以外の保険者が制度上予定され、市町村とのバランスを取る必要があるものであり、保険者が市町村のみである介護保険では該当しない。
- ③ 基準が多くて都道府県、市町村が使いこなせていない。細かい基準で地域を縛るより、大胆に地域で自由に行わせた方がよい事業ができる。
- ④ 国はモニタリングに徹すればよいのではないか。
- ⑤ 国の財源を投入していることから効率的に行わなければならないが、地域に分けた方が有効ではないか。

3 第1次勧告の内容における課題

(1) 都道府県との関係

①対象サービス

都道府県と関係があるのは、居宅サービス、介護予防サービス、居宅介護支援、施設サービス（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）である。

②権限

指定、監査、取消権等、現在、都道府県が保有している権限について、基本的に市町村へ移譲すべきものとされている。ただし、指定については、都道府県の同意を要するとされている。

③メリット

①利用者、事業所に最も身近な市町村による権限の行使が可能となる。

運営基準中に、苦情処理の項目が置かれているが、苦情処理に当たっては第一次的には市町村が処理することが予定されている。これは、介護認定をはじめとして、実際に介護に係る業務を行っているところが市町村であるとともに、利用者である住民に最も身近である行政機関であることに起因すると考えられる。実際、利用者からの苦情は、市町村が中心となって対処することが多いことから、市町村長が権限を保有することは望ましいと考えられる。

②監査、取消権行使を背景とする事業者指導の実効性を確保できる。

改善を要する事業所、取消に相当する事業所であることが判明しても、都道府県が権限を有しているため、現行法上、市町村単独では行政指導レベルの指導を行うことしかできず、その処理には限界がある。特に、都道府県が取消権の行使を控えた場合、その弊害は大きい。これらの権限が移譲されれば、監査、取消権行使を背景とした行政指導が確保できるので、ある程度の実効性の確保が期待できる。

㊦行政コストを簡素化できる。

実際に事業所の取消しに至るまでに、利用者等から市町村へ苦情等の申し立てがあり、まず市町村が調査し、その上で、都道府県が再調査するという経路が想定される。権限が市町村に移譲されれば、単に複数の調査の実施という時間的なコストもさることながら、行政機関どうしの調整作業等の行政コストを解消することができる。

④デメリット

①業務量が増大する。

都道府県から指定、指定更新の権限が移譲されることから、必然的に業務量が増大する。現在、本市において指定を行っている事業所の数は約160件であるが、福岡市内における事業所数は約1500件であることから、数字的には業務は約10倍に増えることになる。

②人員、組織の大幅な改編が必要となる。

業務量が増大することから、それに対応する職員の配置、組織の改編が必要となり、財政的措置、人材の確保が必要である。しかし、財政健全化がうたわれる現在の状況で、大幅な財源、人材の確保には自ずから限界がある。

⑤問題点

①都道府県レベルにおけるバランスの確保について

事業所の利用者は、指定を行った市町村の住民に限定されないため、広域的なバランスの確保の観点から、都道府県の何らかの関与が必要となるかという問題がある。実際、勧告では、バランスを考慮して、指定について都道府県の同意を要するとしている。

しかし、利用の範囲について言えば、住民票を置いたまま、親戚が住む別の都道府県の事業所のサービスを利用するという事例は少なくなく、利用者はその都道府県の住民に限られず、厳密には、都道府県レベルのバランスを図ることで完結する問題とは言えない。そうなると、利用者が全国にわたるため、画一的な基準の確保の観点から、国が指定権者として対応するのが一番ではあるが、現実的ではない。

そうである以上は、バランスの考慮としては、地方のどこかで線引きをするしかなく、それを都道府県で引くか、市町村で引くかという「広さ」の問題と捉えることもできる。確かに、画一的な基準の確保の観点からは、できる限り範囲が広い方がよい。

しかし、現在、都道府県で指定を行っていても、ある程度の地域ルールは避けられない現状は認められる。すなわち、都道府県の見解の範囲内で、保険者としてのルールを設けることは許容されており、その意味では、画一的な基準は確保されていない。むしろ、地方分権の流れの中で、正面から市町村レベルを主とする地域ルールを認める方が妥当ではないかと思われる。

実際のところ、介護保険制度の根幹を国が定めている以上、地域ルールを認めたとしても、介護保険制度が揺らぐほどの個別的な運営はなされないと思われる。介護保険制度の中での、細かい部分の解釈が細分化するだけではなかろうかと思われる。

実質的にも、ルールの解釈に当たっては、国、都道府県、市町村のそれぞれの解釈の違いがあり、その調整は非常に困難であること、各保険者にルールについての権限を認める方が基準が明確化するとともに、その基準に対する行政の責任が明確になることか

らも望ましい。

⑭都道府県の同意に係る行政コストについて

指定に当たり、都道府県の同意手続が要求されるとなると、通常、市町村による書面審査・現地確認、都道府県の同意、指定の決定ということになるため、時間的、人力的な行政コストがかかることになる。

都道府県の同意に当たり、どのような手続が必要とされるかということにも関わるが、都道府県が、詳細にわたり確認作業を行うのであれば、二重行政になり、大きなコストが生じる可能性があり、市町村に権限を移譲したことが無駄になる。

一方、単に簡単な書面審査という程度であれば、果たしてバランスを考慮するだけの審査ができるのか疑問が残り、都道府県の同意手続自体が無意味になる。

⑮地方自治法第252条の17の2第1項との関係について

本条は、平成11年の地方分権一括法により新設された規定で、都道府県が有する権限を条例により市町村へ移譲することを認めるものである。例えば、この制度を利用することにより、現行法のもとでも、都道府県が有する指定権限等をから市町村へ移譲することは可能である。これは、権限を市町村に移譲してしまう仕組みであるから、都道府県によるバランスの確保の必要性も、市町村の独自の権限行使に途を譲らざるを得ない。この条文がある以上は、都道府県による広域調整を問題にしてもあまり意味はないのではなかろうか。

本条に基づき、都道府県で事務処理の特例に関する条例を定めれば、法令に定められた権限がそのまま市町村に適用されることになるが、その結果、市町村が指定を行うに当たり、都道府県の同意は必要とされていない。

これに対して、今後、勧告どおりに制度改正がなされ、権限が市町村に帰属することになると、この条例を利用する必要性がなくなり、都道府県の同意を要求している介護保険法の規律を受けることになる。

現在、この条例を利用して、介護保険法上の権限移譲を行っている都道府県がいくつかあるが、現在、都道府県の同意が不要であるにもかかわらず、勧告の内容に従うと、都道府県の同意が必要になるという結果が生じ、現在よりも権限の内容が後退することになりかねない。

(参考) 地方自治法第252条の17の2第1項(条例による事務処理の特例)

都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

(参考) 各都道府県における地方自治法第252条の17の2による事務処理の状況

都道府県	対象サービス	権限						移譲先	条例名
		提示等	指定許可	更新	報告等	勧告等	取消		
1 北海道	居宅サービス, 予防サービス 居宅介護支援	—	○	○	—	○	○	登別市, 北斗市, 松前町, 今金町, 南富良野町, 空知中部広域連合(居宅介護支援, 訪問介護, 訪問入浴, 通所介護のみ)	北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例
	老人福祉施設	—	○	○	—	○	○	北斗市, 松前町, 今金町, 南富良野町, 滝上町	
2 宮城県	老人福祉施設 老人保健施設	—	○	○	○	○	○	仙台市	事務処理の特例に関する条例
3 秋田県	居宅サービス, 予防サービス 居宅介護支援	—	○	○	—	○	○	横手市, 北秋田市, 羽後町	市町村への権限移譲の推進に関する条例
4 福島県	老人保健施設	—	△ (経由事務)		—	○	—	郡山市, いわき市	福島県介護保険法施行条例
5 栃木県	居宅サービス, 予防サービス 居宅介護支援 老人福祉施設 老人保健施設 介護療養型医療施設	○	○	○	○	○	○	宇都宮市	栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
6 埼玉県	居宅サービス, 予防サービス 居宅介護支援 老人福祉施設 老人保健施設 介護療養型医療施設	○	○	○	○	○	○	さいたま市	知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例
7 千葉県	老人保健施設(通リハ, 短期入所療養介護を含む)	○	○	○	—	○	○	千葉市	千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
8 富山県	訪問介護 訪問入浴 通所介護 通所リハビリ(老健に限る) 短期入所生活介護 短期入所療養介護(老健に限る) 老人福祉施設	○	○	○	—	○	○	富山市	富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
9 静岡県	老人保健施設	—	○	○	—	○	○	静岡市, 浜松市	静岡県事務処理の特例に関する条例
10 大阪府	老人福祉施設(短期入所生活介護を含む) 老人保健施設	○	○	○	—	○	○	堺市	大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例
11 和歌山県	老人福祉施設(短期入所生活介護を含む)	○	○	—	○	○	○	和歌山市	和歌山県の事務処理の特例に関する条例
12 鳥取県	居宅サービス, 予防サービス 居宅介護支援	○	○	○	○	○	○	南部箕紋屋広域連合	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
13 広島県	居宅サービス, 予防サービス 居宅介護支援 老人福祉施設 老人保健施設 介護療養型医療施設	—	○	○	—	—	○	呉市	広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例
		○	○	○	○	○	○	三次市	
14 香川県	老人福祉施設(短期入所生活介護を含む)	○	○	○	—	○	○	高松市	香川県事務処理の特例に関する条例
15 愛媛県	老人保健施設	—	○	○	—	○	○	保健所設置市	愛媛県事務処理の特例に関する条例
16 佐賀県	居宅サービス, 予防サービス 居宅介護支援	○	○	—	—	○	○	佐賀中部広域連合	佐賀県事務処理の特例に関する条例
17 大分県	老人福祉施設 老人保健施設	—	○	○	—	○	○	大分市	大分県の事務処理の特例に関する条例
18 宮崎県	老人福祉施設	—	—	—	○	—	—	宮崎市	宮崎県における事務処理の特例に関する条例

(2) 国との関係

①対象サービス

現在, 直接, 国と関係があるのは, 主に, 地域密着型サービス, 地域密着型介護予防サービス, 介護予防支援である。なお, 指定, 監査, 取消権等の部分を除けば, (1)で述べた, 現在都道府県が権限を有している各サービスに対しても, 同じことが当てはまる。

②権限

現在, 指定, 監査, 取消権等について, 市町村が保有している。一方, 運営基準制定権について, 原則として国が保有しているが, 地域密着型サービス, 地域密着型介護予防サ

ービスにおける、利用定員、登録定員、事業所・従業者の経験・研修、従業者の夜勤、運営に関する基準、介護予防のための効果的な支援の方法の部分について、国が定める基準を下回らない範囲で、市町村で変更が可能とされている。（法第78の4第4項、第115条の13第4項、施行規則第131条の9、第140条の23）

勧告においては、運営基準制定権について、全国一律の最低基準という位置付けを見直し、国は標準を示すにとどめ、具体的な基準は地方自治体が地域ごとに条例により独自に決定し得ることとされている。

（参考）介護保険法第78の4第4項、第115条の13第4項

市町村は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定める範囲内で、これらの規定に定める基準に代えて、当該市町村における指定地域密着型サービス〔指定地域密着型介護予防サービス〕に従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準〔指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準〕を定めることができる。

介護保険法施行規則第131条の9、第140条の23

市町村は、法第78条の4第4項（法第115条の13第4項）の規定により、指定地域密着型サービス基準〔指定地域密着型介護予防サービス〕のうち、利用定員及び登録定員に関する基準、事業者又は従業者の経験及び研修に関する基準、従業者の夜勤に関する基準並びに運営に関する基準〔運営に関する基準並びに介護予防の為の効果的な支援の方法に関する基準〕を下回らない範囲で、当該市町村における指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準〔指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準〕を定めることができる。

③メリット

①運営基準の上乗せについて

地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービスについては、その名前が示すように、利用者は原則として当該市町村の被保険者に限られることから、地域ルールを正面から認めている。しかし、市町村による裁量が認められている範囲については、国が定めている「利用定員」、「登録定員」、「事業所・従業者の経験・研修」、「従業者の夜勤」、「運営」、「介護予防のための効果的な支援の方法」を「下回らない範囲」とされており、片面的に限定されている。たとえば、国の基準において、利用定員の最大人数が定められていれば、それ以下の員数へしか変更できないし、事業者や事業者の必要経験の最低期間が定められていれば、それ以上の期間へしか変更できない。

しかし、複数の要素を組み合わせることにより、ある面では国の基準を少し下回っても、他の面で国の基準をはるかに上回るというような基準を設定することにより、介護サービスの質を確保することは不可能ではないと思われるし、そのような地方の独自性を認めても支障がないようにも思われる。

運営基準の独自制定が可能となれば、このようなことも実現が可能となる。

④運営基準の横出しについて

上で述べたように、市町村が独自に基準を変更できる部分は、国の基準を下回らない範囲でという制限を受けている。特に、「運営に関する基準」と広範な制限を設けているので、実質的に基準を横出しすることは困難であると思われる。運営基準の独自制定が可能となれば、このようなことも実現が可能となる。

④デメリット

①市町村ごとに異なる運営基準について

最低限の基準を国が提示するとはいえ、各自治体で採用する基準はそれぞれ独自となる。

②市町村の能力の限界について

運営基準には、施設において備えるべき居室の面積、廊下の幅、必要となる人員配置数等の具体的数値を定めている部分があるが、これらは全国の平均値等を勘案し、最低限必要とされる基準を導き出しており、きわめて技術的な側面が強い。こういった部分については、各自治体で判断するよりは、全国的なデータを元にして、平均的な、適正数を割り出し、それを基準とすることで対応することが望ましいと言えるため、国が基準を有することが妥当である。実際、各自治体において、個別的な判断をするだけのデータ、ノウハウ等を有しているとは言い難く、行政効率の観点からは国が一定の基準を提示することは必要である。

⑤問題点

地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービスを除いては、介護サービス一般について、国は全国画一のサービスの提供の確保を重視しているが、実務運営の中で「保険者の判断による」として地域におけるルールを容認している部分もある。制度上、法令や運営基準に解釈の余地が生じたとき、その解釈権は基本的には制定者である国にある。しかし、制定当時予想していなかった事態が各地で生じた場合に、それに対して逐一国が対応していくことには限界がある。実際、市町村から都道府県を通して、国に解釈の見解を求めることがあるが、その結論を得られるまでに時間を要するが、その間は現場である市町村での対応が求められることになる。

なお、国からの解釈通知は随時行われるため、各自治体の職員がきちんと整理できていない部分も多く、国の基本的スタンスとは裏腹に、地域で異なる運営が行われている実態も否定できない。少なくとも、各市町村の責任で判断を行うとすれば、通知の未整理に伴う弊害は少なくなるとされる。

国は、全国画一の介護サービスを提供するために、事業所が最低限備えるべきものとして基準を制定している。指定をはじめ、指導、監査等の規制を受ける事業所の立場から言えば、この基準さえ満たせば指定を受けられることから、最低限の基準と言えるかもしれないが、一方、規制を行う指定権者、保険者にとっては、この基準さえ満たせば指定をしなければならないことから、指定権者、保険者にとっては必ずしも最低限とは言い難い面もある。例えば、自治体の立場から、独自の介護事業計画を立て、事業所の育成・規制方針を立てようとしても、それを法制上には反映し難い状況になっている。国は、最低限の基準を定めているが、それは自治体にとっては規制でき得る最大限の

枠になってしまっている。

(3) 各政令市の第1次勧告に対する考え方、特例条例による権限移譲の状況

政令市名	第1次勧告に対する考え方	移譲サービス (移譲年度)
札幌市	中立・公平性を担保するサービスの性質、広域的に利用・提供されている実態から、市とは別に県が指定を行うことが妥当。 移譲に当たり、人員、組織等の整備が必要。	—
仙台市	居宅サービス等事業者の活動範囲は複数の市町村に及んでおり、指定、指導、監査等の業務は各市町村と連携した広域的な対応が求められることから、事務執行の統一性、迅速性の観点から県が行うべき。	老人保健施設 老人福祉施設 (19年度)
さいたま市	市町村は地域住民に身近な基礎自治体として、多様化した住民ニーズを把握し、きめ細やかな行政サービスを実践する役割が求められる。 県は広域自治体として中立、公正に県域全体の調整等を図る役割が求められる。	市内全事業所 (17年度)
千葉市	指定等の事務は広域的な観点から行うことが望ましい。	老人保健施設 (16年度)
川崎市	地域の実情に応じて市が指定権限等を持つことは一定のメリットがあるが、広域的に展開している事業所に対する近隣都市とのバランスを図る必要がある。	—
横浜市	今まで都道府県による判断だったものが、市ごとの判断となり、利用者への不利益・不便が生じる可能性がある。 利用者は市、県を超えての利用が可能であり、市のみで対応することが困難。 指定に当たり、県の同意を必要とすると、業務の重複となり煩雑化する。県が行う町村部の事務との均質化・整合性が求められるため、県が主体的に所管する方が効率的な面がある。 市内所在事業所数が多く、対応できる組織体制が確保されない。 国・県・市がそれぞれの役割を担い、事業の安定が図られている状況で、あえて権限移譲の必要はない。	—
新潟市	都道府県の同意を要することとなっており、事務量の増大、能率性の面で問題。	—
静岡市	中立・公平性を担保するサービスの性質、広域的に利用・提供されている実態から、市とは別に県が指定を行うことが妥当。	老人保健施設 (17年度)
浜松市	勧告は地方政府を理念とし、分権型社会を構築することを目標としており、税財政構造の構築、行政体制の確立を前提条件に示したものと理解し同意する。	老人保健施設 (18年度)
名古屋市	地方分権の大きな流れの中にあっても、勧告の対象となったことはやむを得ない。 移譲に当たっては、人員・予算が適切に措置されることが不可欠。	—
京都市	サービスを受けるに当たっては、利用者に幅広い選択肢が与えられるべきで、また現実として市町村をまたいでの利用という例も相当数あることから、広域的な視点から指定等を行う方が適切。	—
大阪市	市域内の事務は市が一元的に担うべきとする「スーパー指定都市構想」のもと、早期権限移譲を府へ申し入れている。勧告は本市の考えと一致する。	居宅サービス 老人福祉施設 老人保健施設 (協議中)
堺市	特養、老健については、市が介護保険事業計画で必要整備数を設定し、補助金を交付し整備を行うものであることから、整備後の施設に関して、介護給付を含めた事務を市の責任で行うことは妥当である。	老人福祉施設 老人保健施設 (19年度)
神戸市	交付税措置により財源が確実に確保できるならば問題ないが、専門人材の増員確保の困難さが懸念される。	—
広島市	現時点においても、市町村が事業者に対して直接指導・監査を実施することは可能。 移譲に伴い、国・都道府県・市町村の役割分担が明確でないこと、事業者に対する指導のばらつきが一層加速するおそれがあることから慎重に検討すべき。	—
北九州市	—	—
本市	保険者の観点から、市は県指定事業所への監査、指導等はできるが、勧告、命令、取消等の権限がないため、限界がある。 利用者にとってより身近な市が事業所の指定を行うことが望ましい。 勧告には基本的には同意するが、人員、組織の改編、財源の確保の課題のクリアが必要。	—

4 最後に

介護保険事業は、地域住民に密接に関わるものであることから、補完性・近接性の原理から、最も住民に身近である市町村の所管に帰属させることが望ましいと思われる。権限が都道府県

から市町村に移譲されることにより，確かに全国画一的なサービスの提供の理念は一步後退することになる。その代わりに，各自治体の創意工夫による特色あるサービスが生まれる可能性が出てくる。また，国に代わり，各自治体が独自の基準を定めることにより，その基準に対する自治体の責任を明確化させることになるが，それは自治体の国からの自立，自律に不可欠のものではなかろうか。

ただし，各自治体が独自で基準を制定することは現実的でないことから，国が基準の制定に当たり，何らかの関与をすることは必要であると思われる。しかし，それは遵守すべき最低限の基準を定めるのではなく，各自治体で変更が可能な参考基準を定めるに留めておく方がよいように思われる。勧告もその趣旨を述べており，基本的に賛同できる。

第2グループの報告に関する石森教授の講評

- (1) 中央政府，地方政府間での具体的な権限移譲に関しては，「法律」に基づいて，「内閣府」に設置された委員会が，特に「府省」を相手に戦いを挑んでいるという構図が見てとれます。このようななか，自治体側，実務従事者側からの評価は必要で，今回，本研修で初めての試みとして取り組まれたこと自体に，大きな意味が認められます。
- (2) その上で，福岡市の実務担当者が，理論的に憲法の趣旨に即した分権改革になっているのか，とくに補完性，近接性の原理を踏まえるなど総論も押さえたうえで，制度運営の実態に即して各論的に検証した点に意義があります。取り上げられた題材である土地区画整理事業，都市計画，介護保険も，それぞれ権限の輻輳をダイナミックに生じさせている分野であり，検証には格好のものであったと思われます。そして，その結果，代表的には，土地区画整理事業においては，都市再生機構が施行者の場合の権限移譲が必要である点，都市計画法においては関与オンパレードではあるが，なお県の意見聴取を残す必要があるものもある点，介護保険法の事務については勧告の姿勢に基礎自治体の事務か広域的事務かについて自治体側の認識とずれがある点，など，実務に携わっている者ならではの提言がなされたといえ，他分野の検証にも大いに参考になるでしょう。
- (3) 同時に，その検証過程を通じて，当該法領域において当該法制度によって自治体が，何をどうすべきことが求められているのか，福岡市として何をどうしたいのか，に改めて気づいたことだと思います。それが，個々の法制度への改革提言として生かされるのみならず，「地方政府」として，政策を体系的に掲げる契機ともなりうるでしょう。そして，再びその体系的政策の遂行のためにこそ，さらに必要な権限，不必要なしくみが精査されてくるはずです。
- (4) 検討対象である第1次勧告に続いて第2次勧告もなされましたが，そのような意味で，いずれも大切なのはこの後であると思われます。たとえば，勧告で「移譲」とされなかった権限，「適合」とされた条項に，もはや「移譲」はありえないのか，条例制定はできないのか，あるいは「上書き許容」と書かれる意味は，そう書かれない意味も規定したことになるのか，さらには解釈の指針となるような基本原則は，2条11項～13項のような一般条項として書かれるのか，など，当該自治体の政策実現に照らして，改革はどうあるべきか，自治体側は常に注意を払って推移を見守り，折に触れて各論的に声を上げていく必要があると思われます。

平成20年度政策法務研修報告会

各グループでの7か月にわたる研究成果を発表するため、平成21年1月8日(木)、福岡市研修センター403研修室において、政策法務研修報告会を開催しました。

当日は、本市職員のほか、県内の他自治体の職員が参加しました。

報告では、各グループの報告ごとに、研修講師の西南学院大学法科大学院の石森久広教授に講評をいただき、また、参加者との質疑応答・意見交換も行いました。

なお、今回の報告会の内容等については、同報告会翌日の西日本新聞朝刊に記事が掲載されました。



【西南学院大学大学院法学部 石森久広教授】



【会場内の様子】



【第1グループによる報告(債権管理条例)】



【第2グループによる報告】



【参加者からの質疑・意見交換】

平成 20 年度政策法務研修 実施要領

1 研修の目的

本市に関わる政策テーマについて法的な課題や問題点を整理・検討し、条例試案を立案すること等により、職員の政策法務能力の向上を図ることを目的として実施する。なお、研修の成果は、全庁ＯＡ等を利用して共有化する。

2 受講対象者等

【対象者】

「福岡市職員の給与に関する条例別表第 1 行政職給料表」 2 ～ 5 級職員又はこれに相当する職員で、現在又は将来の職務執行上法制執務に関する知識・技能の修得が必要と認められる者とする。

【研修人数】

12 人～15 人程度を予定

3 研修日程

	時 期	内 容		場 所
第 1 回	6 月 5 日 (木)	外部講師による講義		研修 C 402 研修室
第 2 回	7 月 3 日 (木)	研修概要説明, 研修生の自己紹介等	随 時 グ ル ー プ 活 動	研修 C 402 研修室
第 3 回	8 月 29 日 (金)	中間報告 (1)		研修 C 402 研修室
第 4 回	10 月 2 日 (木)	中間報告 (2)		研修 C 402 研修室
第 5 回	11 月 6 日 (木)	最終報告		研修 C 405 研修室
第 6 回	1 月 8 日 (木)	研究成果の報告会		研修 C 402・403 研修室

* 第 1 回及び第 6 回は 2 時間 30 分 (午後 1 時 30 分～午後 4 時), 第 2 回～第 5 回は 3 時間 (午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分) とする。

* 第 1 回は、全庁的な講演会形式とする (40 人程度を予定)。

4 研修の進め方

【全体研修会 (第 1 ～ 5 回)】

- ・ 政策法務についての講義や研究テーマの決定、研究グループ分け、グループ活動の報告等を行います。
- ・ 研修は、外部講師を依頼し、基調講義を行ってもらうとともに、各グループの研究活動過程で指導・助言を行ってもらいます。
(外部講師には、西南学院大学法学部の石森久広教授を予定しております。)
- ・ 報告会では、必要に応じて、各テーマの所管課の課長又は係長に出席してもらい、所管課の立場からのコメントをもらい、その後の研修に活かすこととします。

【グループ活動】

- ・ 1 グループ 5 人程度とし、条例試案の立案など研究活動を行います。
- ・ 各グループでの研究活動は、各グループの自主運営とします。

5 研修テーマの選定について

【基本的な考え方】

- ・ 政策を立案・遂行するに当たって、法的な論点とされている事項等について、問

題点や判例，論点等を整理し，あり方や考え方等をまとめます。

・ 単に，受講者個人の資質向上に止まらず，本市政策法務能力の向上のための蓄積になることも目的として選定します。

【テーマの選定について】

各グループにおいて，各局区室に募集したテーマ，事務局による設定テーマ，自由テーマから1つ選択して，研究します。

（テーマ概要）

（ア） 政策・自治立法立案に関する研究

本市の自治立法化の課題等について，具体的なテーマを選定し，その可否や想定される効果，条例試案等について研究します。

（例）企業立地促進条例，高齢者虐待防止条例，落書き防止条例 等

（イ） 自治立法化の推進等に関する研究

政策法務，自治立法に関連する論点，問題点等を本市の状況等を踏まえ，整理・研究します。

（例）条例の実効性の確保について，住民の意見反映制度のあり方について
国法による許認可制度等と自治立法との整合性について 等

（ロ） 自治立法事例・判例検討

他都市事例等を調査・研究し，問題点等を整理しながら検討します。

（ハ） 市民を主体とした分権型社会に関する研究

分権型社会にふさわしい市民参加の手続き等について研究する。

6 研修成果のまとめ等

- ① 研修成果は，報告書にまとめ，庁内各課や近隣市町村等に配布します。
- ② 本市ホームページへ概要を掲載します。
- ③ 全庁的な報告会を開催します（平成20年1月8日（木）予定）。

平成20年度政策法務研修 研修生名簿

第1グループ

【「福岡市債権管理条例」の制定について(提言)】

所 属	氏 名	備 考
総務企画局総務部情報公開室	三 浦 慎一郎	
総務企画局総務部法制課	井 上 浩 一	
総務企画局総務部法制課	下 田 百利子	
総務企画局情報化推進室情報化推進課	木 下 忠 義	
財政局税務部特別滞納整理課	廣 瀬 隆	代 表
住宅都市局市営住宅部住宅管理課	松 田 共 浩	

第2グループ

【地方分権推進に係る勉強会(報告)】

所 属	氏 名	備 考
保健福祉局総務部監査指導課	黒 木 利 孝	
住宅都市局都市計画部都市計画課	時 任 哲 郎	
住宅都市局都市づくり推進部企画管理課	岡 本 拓 二	

平成20年度 福岡市政策法務研修報告書

平成21年 3 月

事務局 福岡市総務企画局総務部法制課
福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
T E L (092) 733-5302
F A X (092) 724-2098
E メール hosei.GAPB@city.fukuoka.lg.jp

再生紙を使用しています